

第四十六回国会 農林水産委員会 議 録 第五十七号

昭和三十一年六月十日(水曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事 小山 長規君 理事 坂田 英一君

理事 谷垣 專一君 理事 長谷川 四郎君

理事 本名 武君 理事 赤路 友藏君

理事 足鹿 覺君 理事 芳賀 貢君

池田 清志君 宇野 宗佑君

大坪 保雄君 飯谷 忠男君

小枝 一雄君 笹山茂太郎君

館林三喜男君 寺島隆太郎君

亘 四郎君 角屋堅次郎君

栗林 三郎君 東海林 稔君

中澤 茂一君 西村 関一君

湯山 勇君 稻富 稜人君

中村 時雄君 林 百郎君

出席 國務大臣 赤城 宗徳君

出席 政府委員 農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 榎垣徳太郎君

(畜産局長) 林野庁長官 田中 重五君

委員外の出席者 議員 川俣 清音君

議員 稻富 稜人君

農林事務官 小川 誠一君

(農地局管理部長) 専門 員 松任谷健太郎君

本日の会議に付した案件

林業基本法案(内閣提出第一五一号)

森林基本法案(川俣清音君外十二名

提出、衆法第四〇号)
林業基本法案(稻富稜人君外一名提出、衆法第四四号)

○高見委員長 これより会議を開きます。

内閣提出林業基本法案、川俣清音君外十二名提出林業基本法案、右三案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 農林大臣にお尋ねします。が、当委員会としては林業基本法案であるいは社会党の森林基本法案が最終的な審議の法案ということになっておるわけですが、まずお尋ねしたいのは、政府としてせっかくお出しになった林業基本法案に対して、これを成立させたいという熱意がないように見受けられるわけですが、この点は農林大臣としてどう御意ですか。

○赤城國務大臣 どこから御判断になったか存じませんが、政府が熱意がないということはないと存じます。御承知のように林業基本法もございまして、あるいは漁業の沿岸漁業振興法もできております。林業のほうについても、せっかく私も提案しておりますし、社会党も熱意を持って、社会党案を出してあるような情勢下でございますから、私のほうといたしましてはぜひ御協力を得て成立させたい、こういう気持ちを持っております。

○芳賀委員 熱意がないのではないかと判断は、ひとり私だけの独断的な判断でなく、たとえば当委員会全体としても、どうも政府としては、特に農林省としては、通したいのか、通したくないのか、わからぬじゃないか。基本法である以上は、林業基本法です。からして、所管は林野庁所管ということになると思うのですが、少なくとも政策の基本をなす宣言法を国会に出す以上は、農林省全体の責任と熱意において、これが成立を期するという気がまあだけは必要じゃないかと思うわけですが、どうも林業基本法は林野庁所管であるから、林野庁だけでやればいじやないか。林野庁の中でもいわけの技官官僚といえますか、そういう諸君にまかせておけばいいというふうな気が決まってしまうと言えないと思うのです。ですから責任の衝に当たっておられる農林大臣としても、池田三選の問題なんかで多忙であると思いが、国会の会期が今月二十六日まであるわけですから、国会に対して提出した法案に対しては、最後まで委員会に対しても熱意を披瀝して、十分取り組んでいくという気魄が、大臣はもちろんであります。が、農林省の政府委員の諸君にもこれが充満しておらぬと、どうもこころもまじめに取り組むという熱意に欠けることになるので、その点を特にお尋ねしたものです。

○赤城國務大臣 御注意たいへんありがとうございます。実は御承知のように、林業基本法案の提案が少しおくれ

ました内部事情を言いますと、法制局などでもいろいろ法律がたまっておったものですから、あまり権利義務に關係のないような法律だからということ、審査が実はおくれしておったのでございまして。しかしそういうことでは困ります。内閣提出期限なども大体きめておられるけれども、延ばしてもひとつ提案してもらわなくてはならない。法制局にも、内輪話でございしますが、嚴重に早く審査をして、今国会で成立するの間に合うような余裕を持って審査を終わらしてもらいたい、こういう事情でこの法案も出すことになったわけでございます。でありますので、初めの提案が少しおくれました。その後におきまして、衆議院を通していただいたいろいろの法案が、また重要な法案でありましたので、そういう関係でこれは提案がおくれたので、だんだんとあとになってきておりますけれども、熱意においてはいまお話のような気持ちで私どもも臨んでおりますので、なお一そうこの気持ちを強めて、委員会の御協力を仰ぎたいと思っております。

○芳賀委員 当委員会としては、政府案はもちろんです。が、社会党の基本法あるいは民社の基本法等についても、これも重要視いたしまして、すでに和歌山県あるいは北海道における地方の現地調査あるいは意見の聴取、昨日はまた当委員会において、中央の関係者から参考意見を聴取したわけです。地方の調査によりまして、昨日の参考

人の意見聴取を通じまして、基本法のそれぞれの持つておる問題点、あるいは性格等についても、意見がいろいろ出されておるわけです。したがってきょうは、特に政府がお出しになった基本法を中心として、重要な諸点だけに限定して大臣から答弁をお願いしたい、そういうふうに考えておるわけ

第一の点といたしましては、社会党といたしましては、御承知のとおり森林基本法案という法律の体系で策定して提案したわけでありまして、政府案は林業基本法案ということになっておるわけでありまして。したがって国の森林政策、あるいは林業政策というものは、それぞれ確立される必要があるわけでありまして、特に政府として、森林政策に基本を置いて、林業政策あるいは必要なる国の施策を進めるといふ順序を度外視して、単に林業基本法案という形で提案されたその趣旨、その点についてわれわれとしては了解に苦しむ点があるわけでありまして、この点について大臣から率直な説明をお願いいたします。

○赤城國務大臣 御承知のとおり日本において、森林というものの対しての価値づけといたしまして、重要性につきましては、いろいろ批判はありますがけれども、幕府時代からあるいは明治になりまして、非常に重要視されておったわけでありまして。でありますので、森林に關して森林法という法律が、明治の半ばごろでございますが、

制定されております。これは公共的、公益的制限をして、その見地から森林施業に關して必要な事項を規定してある、こういう面でも一言で言いますならば、国土保全に關する基本的な問題が、森林法の中心的な考え方であつて、そういう考え方が、あるいは方途が盛られておる。こういうふうな私どもは見ておるわけでございます。でありますので、国土保全に關するような、大きな森林の基本的な方針は、森林法に規定されておりますので、それに譲りまして、森林のほう一つの面、資源としての林業といふか、そういう面の基本的なものを林業基本法案で規定しよう、すなわち経済政策に關する問題をこの法で規定しよう、こういうふうな分け方をしたわけでございます。もともと森林法の中で、沿革的に含まれております森林の生産とか、森林組合あるいは林業改良助長に關する事項、こういうものは、分類すれば今度の林業基本法の基本施策の下に入れらるべきものだ、こういうふうに思ひます。でございますから、考え方といたしまして、従来の森林法と今度出してあります林業基本法と一緒にして、社会政策のような法律をつくっていく、こういうことも一つの考え方だと思ひます。私のほうといたしましては、森林法は相当よくできておりますし、国土保全を中心とした規定がそれに盛り込んであります。経済面を中心とした林業基本法を提案して御審議を願ひ、こういうような事情でございます。

○芳賀委員 それでは政府としても、現在ある森林法というものは、これは法律の名前は実体と關係があるように

ない場合もあるが、それでは森林法をわが国の森林の基本法という、そういう態度でこれを扱う、これを基礎にした今回お出しになった林業基本法、そういうような關連を持たせて施策を進めるといふことなんですか。

○赤城國務大臣 いまの森林法が国土の保全といふことを中心として規定されておりますから、見方によつては森林の持つ大きな面の基本法だ、こういうふうにも考えております。しかしその半面の経済面のほうにおいて、最近の情勢にマッチさせるべく林業基本法ができたのでございまして、この二つが森林に對する基本的な法律だ、こういうふうな解釈いたしますが、ウエー

です。すなわち、少なくとも基本法であるとするならば、たとえば國家が企業的な經營をしておる、あるいは国土保全とか、國民保健のために国有林野の經營をやつておるとしても、しかし国土の中に占める森林、原野の面積が全体の七〇%以上に及んでおるといふことを考えた場合、国土の総合的な利用、高度利用といふようなことを考えた場合においても、森林法が基本法であるとするならば、これは国有林全体を包括した確固たる森林の基本法といふものがなければいけないのじゃないかといふふうに考えられるわけですが、ですから森林法と国有林野法との關係、あるいは今度お出しになった林業基本法とのこの相關性といふものを、この際政府として明快に説明してもらふと、なかなかわれわれとしても積極的な審議ができないといふことになるわけですが、もう一度その点について伺ひしておきたいと思ひます。

○芳賀委員 大臣はまだ森林法の内容をよく検討しておられないので、それで政府委員が森林法をわがむしる基本的なものであるといふ御答弁、うのみではないと思ひますが、そのまゝ信用して受け取つておるようですが、われわれの認識では、現在の森林法をもつて、これがわが國の森林全体を規制する基本法であるといふことは、どうも断定することはできないと思ひます。特に現在の森林法は御承知のとおり、国有林野はこの森林法の規制を受けていないわけですが、森林法は嚴存しますが、一方において国有林野法といふのがあつて、そして森林法、さらに国有林野法あわせて、國全体の森林政策といふものが進められておるわけ

○赤城國務大臣 森林が日本の国土の七割以上を占めておるといふことから考えましても、国有林も含めた一つの基本法でやつてしまふべきではないかといふ考え方、一応そういうふうな私も考えられないわけではないと思ひます。ただ現行の法律体系からいいますと、森林法が森林に對して、日本の国土を保全するといふことを中心として規定されておる。それから今度の林業基本法は、經營面、經濟面からの基本的なことを規定してある。それと国有林との關係はどうか。国有林が相當部分を占めておるのでございすけれども、これは一つの管理の方法あるいは所有の方法、こういうことでございまして、非常に、重要な役割を国有

林が演じてはならぬと思ひますが、しかし基本的におきましては国有林におきましてもやはり国土の保全、治山治水關係といふようなことに、中心を置かなくてはならぬといふこと、あります。それから、やはり森林法の考え方の中に、經營の主体は違つておつても、その中に考え方は含まれてもいいのではないかと考えるのであります。いづれまたその經營面において林業生産を合理化し、經濟化していくといふことになれば、今度の林業基本法との關連において国有林もそうであらなければならぬ、こういうふうな考えられると思ひます。でございますから、一括してそういうものを含めて全部、大基本法的なものに規定していくといふことも、これはもつとも考え方だと思ひますけれども、いまの關係からいいますと、先ほど申し上げましたように、森林法、林業基本法との關連において、国有林の經營といふこと、進めていくべきだ、こういう形からいいますならば、国有林野の法律に基づいてこれを經營していく際におきましても、いまの森林法あるいは林業基本法案の趣旨に従つてやっていくといふことで調整がとれていくのではないかと、こういうふうに私は考えます。

○芳賀委員 たとえば森林法にしても国有林野法にしても、これは宣言法ではないわけですね。いわゆる実体法なわけですが、それを、母体になる法律が実体法であつて、それから派生した林業基本法といふものがこれが宣言法であるといふことになる、いわゆる親子關係といふんですか、母体はこれは実体法である、それから生まれた林業基本法といふのはこれが宣言法である

といふことになる、法律の発想から見てもこれはちよつとおかしいやないか。ですから森林法や国有林野法といふものは、これが森林全体の基礎をなす法律であるとするならば、それを受けた林業基本法といふものは、それよりは実体法としての性格を具備しておつたほうがいいじゃないかといふふうにも考えられるわけですが、その關係に對して大臣としていささかの矛盾を感じておられないかどうか。

○田中(重)政府委員 大臣の御説明を補足させていただきます。森林法につきましては、いま大臣の御説明がございましたように、明治の中ほどに特に国土保全、治山治水、その面の政策の重要性に基づいて立法された法律でございますが、自來日本の林業政策としては、その政策の中心を国土の保全、森林資源の維持、培養といふことに置いて進めてまいつたわけでございす。それから一方国有林野法につきましては、これは明治の初めに置かれた国有林についての、特に管理の面についてこれが規定をされた。国有林のその成立過程からいまして、特にその点の必要があつたといふ沿革を持つております。ところで近年の木材の需要、供給の状況、それから林業従事者の所得の状況、そういう面から、林業といふものを人が經營する經濟として、これを見ていく必要がある。しかもこれから将来にわたつて林業の經濟政策をここで確立しないことには、林業従事者の地位の向上も所得の増大もはかられなくなる。これは結局は農林漁家の全体の問題の中の、また林業の面の重要なポイントだといふことで、そこに政策の力点を置くことになつたわ

けでございまして、したがって将来に
対して林業生産の面での総生産を増大
するとか、生産性を向上していくと
か、あるいは林業従事者の所得の向上
をはかるとかいうことに、国が責任を持
つ。そういう意味で、いままでの国土
保全中心のその基調を、経済政策の面
に転換していく。これは政策の相当大
きな転換であるという意味で、これは
基本法たる名を失わない、こういう考
え方でございまして。言うまでもなく国
土保全の面につきましても、将来に向
かってますます重要性を帯びてまいり
ますことは言うまでもないことでござ
います。この法律の第一条について
も、あわせて国土の保全に寄与するた
めというふうに規定しておりますのは、
そういう趣旨に出ているわけでござ
います。そういう意味で、森林法は
この自由な林業生産の場に対してこれ
をチェックしていく、公共的、公益的
機能という森林の使命からいいます
で、これをチェックしていくというよ
うな関係の位置に立つということにな
るわけでございまして。

○芳賀委員 私が大任にお尋ねしたのは、現在の森林法並びに国有林野法が
実体法としての性格と目的を備えてお
るにもかかわらず、林業基本法という
ものは宣言法であるというところに、
矛盾がないかということをお尋ねし
ておられます。その点なんです。
ですから、大臣を補佐される答弁
はけっこうですが、質問者の質問の趣
旨を十分頭に入れて、その矛盾がある
かないかという点に対して答えてもら
いたい。

○赤城国務大臣 私は宣言法と実体
法との区別ということをよく承知して

いませんが、森林法も、ここに出して
おる林業基本法も、一つの基本法とし
ての実体法だというふうに私は見てお
るのでございまして。実体法との区別と
いえば、実体法と手続法というふうな
ものがありますが、森林法が森林の経
済面における手続法ということではな
し、やはり一つの実体法ではないか。
しかしその内容につきましても、非常
に宣言的規定といえますか、権利義務
ということをあまりはっきりさせなく
て、宣言的な方針を述べておるとい
う点が非常に多いと思います。基本法と
してそういう傾向はどうしてもあるかと思
います。森林法に基づいての林業基本
法ということではなくて、森林法という
一つの国土保全の面を重視した基本的
な法律である。それに経営面、経済面
を基本的に処理して考えていくという
ような面から、林業基本法を出して御
審議願っておる、こういうふうな御了
解願えないものだろうかと思はれて
いるわけでございまして。

○芳賀委員 私も森林法が基本で、
林業基本法がそれに基づいたものであ
るとは言っていないのです。ただ林業
にしても、森林を生産力の基盤とし
て、それに依存しなければならぬとい
うことは、これはもう否定できないと
思うのです。ですから、たとえば森林
経営ですね。林業との関係関係という
ものは、やはり今回の基本法の中にお
いて明確にしておかぬと、国民として
もわからぬと思うのです。ですから農林
関係の類似の法律としては、かつての
農林基本法にしても、大體構想は今度
の政府の林業基本法と類似した点が非
常に多いわけです。それから昨年成立
いたしました沿岸漁業振興法にして

も、これは法律の名称は振興法であり
ますが、内容の前半が宣言的なもので、
後半が実体的な、混同した性格
を備えておる特徴があったわけではな
い。ですからそういう点に対して大臣とし
てのお考えをお尋ねしておきたいわけ
です。

次にお尋ねしたいのは、実体的な
面もあると言われても、このままでは
實際用をなさないわけでは。林業基本
法の文句を何回唱えてみても、たとえ
ば第三条の国の施策のそれぞれの事項
にしても、あれだけの条項だけで直ち
にこれが実施できるということにはな
らないと思うわけです。したがって基
本法が成立されるという場合には、
これは予測できませんが、宣言的な
法律が成立した場合においては、それ
を受けた実施法というものがすみやか
に用意され、実施に移されなければい
けないわけです。これは現在の政府の
農林基本法においても、その欠陥がだ
んだん表面化しておるわけですから、
この際政府の林業基本法案に関連する
今後の具体的な実施法、あるいは現行
法においてもこの基本法に関連して、
根本的な改正を要するものも幾
つかあると思うわけでございまして。さ
う、かりに政府案の林業基本法が成立
を見たとしたならば、政府としてはこ
れに対してどのような関連法あるいは
現行法の改正というものを用意されて
おるか、その点についてお尋ねしたい
わけです。参考までに、社会党として
は、社会党の森林基本法に対しては、
十七の法律の制定あるいは現行関連法
の改正というものを、当初から明らか
にしておることを申し上げておくわけ
でございまして。

○赤城国務大臣 御趣旨は私もそのと
おりと思っております。基本法であ
り、宣言的なものでもありますし、ま
た実体法でもございまして、この
ままですべてに適用して当を得てお
るというわけにはまいりませんので、
これを補完する意味におきまして、あ
るいは一つ一つの政策を実施する場合
におきましても、もっと手続的な法律
あるいは実体的な法律、こういうもの
も必要になってくるかと思っております。
御承知のように農林基本法に基づいての
いろいろな法律等も出しておるわけで
ございまして、そういう意味におき
まして、これを補完し、あるいはこれ
を、実際に政策面を実施する場合に、
いろいろな事態が出てくる、そういう
ものに対して逐次関連法律を出した
り、あるいは手続的な方途も講じてい
かなければならぬ、こう思っております。
それではどういうのを考えていま
す。これはどういうのを考えていま
す。具体的な申し上げるほどその方面に
だ検討はいたしておりませんが、いま
お話のような必要は当然ある、こう考
えております。

○芳賀委員 これは非常に重要な点で
すから、大臣が直ちにこれこれという
ことが表明できないとすれば、これは
林野庁長官から、この政府案がかりに
成立した場合、直ちにこれこれの法
律は必要である、あるいは現行法関連
法においても、これらの法律に対して
は根本的な改正等が必要である、これ
は提案者として提案と同時に当然配慮
しておくべき筋合いのものであります。
この点に対して長官がよろしいです
から、御答弁を願いたい。

○田中(重)政府委員 その点につきま
していろいろ検討をしておるわけで
ございまして。そのうちのひとつとして
は、入会い林野の権利関係の近代化を
はかつて、その活用を進めていくとい
うこと、これはまず最初に取り上げて
まいりたい、こういうふうな考えで
おりますが、すでにこの国会でもこれに
関連して考えております、提案をして
その方針をきめたいと考えております
ものは、たとえば農林省設置法の改正
の中で、国有林野の管理審議会、これ
は将来に対する国有林野の活用につ
いて、いろいろその取り扱いの適正を期
していくという考え方でございませ
う、それからさらに、思いつくままに
申し上げますと、林業改良指導員なり
あるいは専門普及員なりの処遇の改善
をはかるための法案を、地方自治法の
改正の中へ提案をいたしまして、そ
ういうすべで具体化に入つたものも
ございまして。なお今後検討中の問題につ
きましては、またこの法案の成立を見て
よく検討いたしたい、こう考えてお
ります。

○芳賀委員 ただいま入会い林野の関
係法律をつくりたいというお話です
が、当委員会においては当初、今国会
の農林省からの提出予定法案として、
これは必ず出しますという説明を受け
ておるわけです。それが全然この国会
に提出になっていないわけなんです。
これはやはり、基本法ももちろん重要で
あるが、この際林政の発展ということ
を考えた場合、国民の権利にも非常に
重大な関係のある問題等については、
何をおいてもこの種の法律案は速急に
出して、すみやかに国会の審議を受け
るべきであつたと思いますが、これが
提案されなかった理由はどこにありま

案、農林漁業金融公庫法並びに林業信用基金法等の根本改正、狩猟法の改正、主たる点であります、これらの現行法律あるいは新たに法律を制定する必要があると認めて、社会党の森林基本法が成立する暁には、直ちにこれらの法案を関連法あるいは実施法として国会に提出するというかまえておるわけですから、権力を握つておる政府

○芳賀委員　次にお尋ねしたい点は、基本法の政府案におきましても林業の「見通し」という事項がありますし、社会党としては林政の基本計画というものものを基本法の中で明らかにすることになっておるわけですが、この基本法において長期計画、見通しよりも計画のほうが当然であると思いますが、政府としては基本計画とか長期計画とかい

○赤城國務大臣　計画というか、見通しというか、いろいろ議論がございいますが、内容は同じようなものでございませうけれども、再々申し上げておりますように国が管理しておるもの、国有林野等については計画ですとできるものかと思いますが、全部国が管理しているというものではございませんで、民間の森林等もありますので、そういう

まだ実はできておらないと思います
が、幾ぶん見通しという点について
のことでございましたならば、事務当局
から答弁させます。

○芳賀委員 森林計画については、現
行の森林法に基づいていわゆる全国森
林計画というものを、毎五年を一期に
して策定するということになっておる
のです。これは先ほど言いましたとお

が不明確であるということにはならぬ
と思う。具体的な緻密なものはいまの
政府にはできないことはわかっており
ますが、しかし大筋としての計画、構
想というものは、その策定当時から明
らかにされて、特に所得倍増計画の場
合には、農業部面等については中間的
な手直しさえしているわけですから、
こういう点がまだわからぬとか未定で

あるということにはならぬと思うのです。ですからこれらの国土全体の開発の方向における位置づけというもののに對する明確な所信を示してもらわなければならぬと思うのです。

○赤城國務大臣 もろもろ民有、国有林をあわせて見通しというものは立てておかなければなりません。その点につきましてもお話がありました水資源としての森林は非常に重大であります。これは山くずれとか何とか、そういう国土保全と別個の意味において一つの水源でもありますし、ため池の役割りもいたしますし、あるいはその水源が適当に川のほうへ水を供給していく、こういうような作用もいたしておるのでございますから、水資源の森林としての林野をどういうところにどれぐらいを確保していくか、こういうことはもちろん一番大事なことだと思ひます。またそれに關連して、林業面におけるいまお話がありました蓄積をどれぐらいに、伐採を三十年なら三十年目ぐらいに切りかえていくというようにすれば、どういう伐採量によつて蓄積を更新していくかというやうな面も、もちろん大事な面だと思ひます。そういう面におきましての概算的な数字等は、林野庁のほうでも持つておると思ひますが、その考えがないうわけではございません。ただ具体的にこの法案が通つてからの計画、見通しは、いまだどういふふうになつておるかというところになりますと、あまり的確に申し上げる数字は持つておらない、こういうふうな先ほど申し上げたのでございまして、大きな面につきましても考えを持つておるわけでございます。

○芳賀委員 森林の持つ保水上の役割

りというものは、それ以外に求めることはできないわけですし、日本のような狭小な国土においては、地勢の關係上、雨量は世界的に多いわけですが、その雨量を土地に保持させるという時間的な余裕とどうか、条件がないわけですから利根川とか信濃川のような長大な河川にしても、水源地に於いて相当の降雨があると、それが海洋に注ぐまでの時間というものは非常に短いわけですから、中小河川なんかたちまち数時間にして海に流出してしまふわけですが、大陸諸國においては何か月もたなければ、海洋に水源の雨量が注がぬというやうな事情があるわけですから、そういう場合に、国土の水の保有という面における森林の持つ使命というものを、輕視してはいけないう点には林業の中だけで解決できないと思ひます。やはり全体の森林政策、国土計画の中で調整をとつてやるということがならなければならぬと思ひます。

が、そういう調査とか研究とか判断というものが、農林省の中において林野庁を中心にしてやらねといふことは、いささか残念だと思ひます。それがどこでやつておるかということになるのです。経済企画庁でやらねばつきりわぬものか、どこでやるのか、その点はどうなんですか。いまの政府は何もわからぬといふことなんでしょうか。

○田中(重)政府委員 いまのお話の点につきましても、この前の保安林整備臨時措置法の一部改正でも申し上げたかと思ひますが、資料は経済企画庁にあるいは科学技術庁、それから重要流域における都道府県のそれぞれの所得倍増計画の基礎資料、そういうものが基礎になつて、各水の需要量と供給量というものを策定して、今年中に必要な水源涵養保安林を中心とした面積を出したい、そう思つております。

○芳賀委員 次に尋ねたいのは、政府の林業基本法においては、特に林業従事者の社会的な地位の向上あるいは所得の増大という点が強調されておるが、一体政府案でいうところの林業従事者の定義、これは狭義に解釈もできるし、広義に解釈もできるわけですが、一体林業従事者なるものの範圍をどの程度までに固定しようとしておるか。これは法案審議上も重大な点ですから、この点について少し具体的に説明を願ひたいと思ひます。

○田中(重)政府委員 林業従事者の範圍といつたしましては、山林所有者である者はもちろんであります。さらにその山林所有者の經營する事業に雇用される労働者、その他技術者を含んだものと御理解を願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 山林所有者あるいは森林經營者、その従事者といふのは、つまり家族經營の場合には所有者、經營者があつてその家族従事者といふのは、農業の場合にも同様だと思ひますが、雇用によつて山林で働く労働者といふことになるわけですね。その範圍は主として山林といふものが前提になつた従業者の範圍ですか。この基本法では、たとえば立木あるいは素材を原料とした製材とか加工とかいふ事業といふものは、当然これは林業の中に入るものになつておるわけでありますが、そうするとそれらの従事者といふものは対象にならないといふことですか。

○田中(重)政府委員 この法案で林業

従事者という場合に、いまのお話からいきまして、まず林業の範圍をきめないと明確でないやうなことでございまして、林業の範圍は、種苗生産から始まつて植林、それから伐採事業、これを一応林業の範圍と見ております。それですから家族的な労働でそれに従う者はもちろんですし、それから企業的な林業に雇用される労働者ももちろんです。それから製材等の加工についてはいわゆる林業の範圍に含めて考えていないけれども、しかしこの加工流通の関連事業については、やはりその發達改善をはからなければ、林業經營自体がうまくいかないといふことで、法案の対象にはしておるといふことであります。

○芳賀委員 もう一回繰り返すと、たとえば森林の所有者、それから經營者、經營に従事する家族従事者、それから雇用によつて事業に従事する労働者、これは当然入るわけですね。事業的にいへば、たとえば立木の伐採とか、造林、育林、搬出の事業であるとか、そういうものは、全部この事業に従事する者は従事者として入るわけですか。

○田中(重)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○芳賀委員 それを原料にして製材するとか加工するとか、それらの事業の經營者、従事者といふものは、この基本法にいうところのいわゆる林業従事者の範圍に入らないわけですね。

○田中(重)政府委員 この林業の概念規定は、いま申し上げたように理解をしておりますので、それで林業従事者という場合には、いま例示されましたとおりでございます。それからいまの

加工以下の流通過程の分については、いわゆる林業従事者というふうには規定しないけれども、しかしその發達改善を同じウエートで考えておるといふことでございます。

○芳賀委員 製材とか加工とか、そういうものはこの基本法では、いわゆる流通の改善とか価格安定であるとか中小企業の育成とか、そういう面では関連的に保護育成しなければならぬが、人間を相手にした従事者の所得の向上とか、社会的な地位を向上させるという場合の対象にはならない、これは間違ひないですね。

○田中(重)政府委員 それはいまの御説のとおりでございます。

○芳賀委員 そうするといふ長官から説明のあつたそれぞれの事業に雇用關係のもとに従事する労働者が、従事者の範圍に入るといふことになれば、特に労働者の雇用の安定といふものを別にうたつてあるのはどういふわけですか。

○田中(重)政府委員 特に最近の山村の人口の流出の現象にかんがみまして、林業従事者としての労働者を確保する必要がある。しかもできる限り訓練された技術者を確保する必要がある。そういう意味からいまして、林業従事者としての労働者の雇用の安定は当然はからねばならぬ、こういう考え方を持つております。

○芳賀委員 そうすると森林の所有者でもない、經營者でもない、家族従事者でもない、いわゆる雇用關係で労働力を提供して従事する労働者は、これは基本法のいわゆる林業従事者の中に入らぬわけですね。あなたが入るといふことを言っているのだが、またその

点に留意して、その従事者に対しては

労働者としての社会的な地位の向上とか、雇用の安定とか、社会保障制度の適用等は、特に講じなければならぬという配慮で、基本法の中に、従事者の範疇には入るが、労働者としての雇用の安定というものを特段に配慮する、そういうことでこの政府の基本法案の中には、特に労働者の雇用の安定というものをうたつてあるわけですか。

○田中(重)政府委員 それはこの法案のたといは第三条の一項の六号に規定しております。それから第四章の林業従事者の十七条、十八条において規定をしておりますとおりでございます。

○芳賀委員 そうであるということがわかれたい。後日これは問題が起きるといふから、長官、たびたび労働者といふことを使うが、これはどういふのですか。人種的な差別をしておるのか。いまの社会通念上、同じ国民を労働者と呼ぶという思想、これは政府がそういう思想の上に立っておるからだと思いますが、従事者であれば従事者でもいいし、労働者であれば労働者でもいいわけですが、特に林業で、雇用関係で働く国民に対し、おまへは労働者であるというように扱いを国の宣言法で用いるということは、非常に問題があると思います。これは特に農林大臣にお尋ねしておきたいと思ひます。政府として林業で働く国民に対して、これは労働者でない、労働者であるというふうな考え方というものは、基本的な人権からいっても問題があると思うのです。意識的にそういうことを使うことにはしておるかどうですか。(労働の提供者ということだ)

と呼ぶ者あり)

○赤城國務大臣 私もしや声がかかったように、別に区別して悪い意味で使っているとは思いません。労働の提供とかなんとかいう熟したことがありますが、その関係から労働者と呼んでいる場合があつたかと思ひますが、別に区別をして、封建的か何か、そういう意味での使用ようではないと思ひます。労働者とか従事者といふふうにいままでのきまつたことを使つたほうがいいと思ひますが、ただ労働者、労働を提供する人という意味で、特に他意があつてのことではないと思ひます。

○芳賀委員 他意がないとしても、これは問題ですよ。法律上は従事者の中に入るとすれば、この林業従事者という規定でいいわけですが、それから労働者といふことであれば、これは憲法あるいは労働法に規定された働く国民に対する一つの名称といふことになるから、何もふしぎはないわけですが、それ以外に労働者といふことを強調するといふことになれば、これは少し余談になるが、昨日日林労という労働組合の代表者が来て、月給取りの国有林の職員はこれは労働者であるが、それ以外の国有林で働いておる国民はこれは労働者である、労働者でないというふうな参考意見が実は陳述されておるものであつて、この政府が育成した第二組合の代表者の発言と、それからそれを育成した田中さんと言わねが、林野庁長官の考えが一致しているという問題は、国会においても軽視できない問題だと思ひます。これは後段で国有林の問題に移りますが、政府として国民に対して、ある場合には従事者扱いを

する、ある場合には労働者扱いをする、ある場合にはそれをいかに卑下したような形で労働者扱いをするといふことは、これは問題があるです。

○田中(重)政府委員 それは決して区別をして申し上げたわけではございませんので、林業従事者といふものを分けて申し上げた場合に、平易なことばとして申し上げたわけでございます。そこでこの法律ではこれをこのように表現しております。たとえばいまの十八条には「林業労働に従事する者の養成」という表現を使つております。法律上はこういう表現であるといふふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、この政府案の第四条にも出てくるわけですが、この際国有林野の位置づけといふものを明確にしておいてもらいたいと思ふ。その根拠は、たとえば国有財産法であるとか、あるいは国有林野法であるとか、あるいは国有林野管理規程といふようなそれぞれの根拠がありますが、この林業基本法に言うところの第四条の国有林野の位置づけといふものを、農林大臣としてはどうお考えになつておるか。

○赤城國務大臣 林業基本法において国有林野をどう位置づけるかというところでございますが、これは先ほど申し上げておりましたように、国有林野の国土保全、こういうような大きな役割、機能等につきましても、森林法あるいは国有林野法等、主として森林法によりまして規制されておる、こう考へております。林業基本法におきましては、森林一般の経済的な経営面等につきましても面を取り上げております

から、その面におきましては合理的、経済的な経営を、この基本法によって国有林野についても行なつていこうという面を規制されている、こういうふうな考えです。

○芳賀委員 国有林野の位置づけについて重要な、たとえば国土保全であるとか、あるいは国民保健の問題とか、あるいは先ほど言ひました水資源の開発、確保の問題といふようなことについては、何ら政府案の林業基本法では任務を負わせていないわけですね。そういうことになると、これによって国有林野の性格といふものが大きく変貌するのではないかと、これも、国民は不安を感じるわけです。したがつてこの点については、特に大臣の責任において、国民が納得できるような態度を明らかにしておいてもらいたいと思ふ。

○赤城國務大臣 先ほどから申し上げておりますように、私は、林野の持つ意義といふものが、御説にもありますように、水資源の涵養といふ重大性を持つておりますし、あるいは治山治水の国土の保全といふ面も持つておりますし、あるいは国民の保健といふような重大な役割を持つておる。それを民間にまかしておくよりも、国のほうで責任を持つて、そういう機能を十分保持、育成していくということが必要であるといふ意味におきまして、国有林といふものがある、こういうふうには考へます。したがつてその森林の持つそういう重大な機能、それを国有林が果たす場合におきましては、森林法においてそういう基本的な問題も規定されておるから、国有林を含めて、森林法におきまして、そういう

機能を十分發揮するように打ち出している。そこでこの林業基本法は、森林の持つ経営面の点を主として規定しておりますので、国有林あるいは森林の持つ本来の国土保全についての規定といふものは、これからは除いてあります。でありますので、いまお話のように、そういう機能はもう捨ててしまつて、経営面のみを走るといふ誤解といひます。認識を国民に与えるのは、どんなものだろうかといふお尋ねだと思ひます。でございますが、そういう基本的な問題につきましても、決してこの林業基本法で粗末にするとか、それを阻害するといふようなことは、ございせんので、その点につきましては、私ももちろんにそういう本来の姿の認識を持つてもらふようにとめたと思ひます。そこで林業基本法の中にも触れてない面がないわけでもございせん。第四条の二項でございせんか、第一項にいろいろ書いてありますが、その二項で、「前項の場合において、国土の保全その他公益的機能を有する国有林野については、国有林野といふものが、このいふふうな国土の保全その他公益的機能を有する。このことを強調する意味におきまして、単に国有林といふことではなくて、国有林の頭にこのいふ字句を入れておるというふうなことにしても、国有林の位置づけといひますか、機能といふものを重視しておる、こういうことに御了解を願つておきたい、こう思ひます。

○芳賀委員 ただいまこの条文の中では経営面だけを国有林については取り上げていふやうが、一体国有林の経営とは何ぞやといふことになるかと、

土保全上の、たとえば保安林を中心とした林分そのものは経営でないかという、そうではないでしょう。保安林もやはり国有林として、これは最優先的に経営しなければ、とんでもないことになるわけですね。経済林的な国有林は、それは収益を目的として経営するわけですが、公共的な経営面とそれから経済性の経営面とが、これは両面あるわけですね。ですから国有林野についても、財産規定としては、企業林と、それから保安林等を含むところのそれ以外の林分ということに、これは国有財産あるいはそれを受けた国有林野法の規定にも明確になっておるわけですね。ただもうかる山だけを経営すればいいから、それだけを基本法に取り上げたということにはならないと思うのです。七百五十万ヘクタールに及ぶこの全体の国有林というものは、国家の責任で経営しなければならぬと思うわけですね。その経営の中における保安林の経営であるとか、国土保全上の事業というものは、やはり優先的な事業の経営として、責任を持ってやってもらわなければならぬわけでありまして、そういう点がこの基本法からは脱落しておるわけなんです。これは大きな欠陥だと思うのです。そう思わぬですか。

か、経済的な面をこの法案においては重点を置いておる、こういうことで申し上げたのでございますから、決して国有林の持つ公益的な面の経営をおろそかにするという趣旨はもちろんだいせん。ただこの法案そのものは、経済的な経営面を中心として規定してある。したがって森林法あるいは国有林野法その他におきまして、公益的な面における保全といいますが、経営といいますが、そういう面は十分尊重といいますが、重要視して経営していくというところは、これは当然のことだと思います。ただ二つの面がありまして、その経済的経営面を主としてこの基本法は規定している、こういうことではございますが、それによって公益的の面を粗末にするといいますが、無視する形ではないというふうに御了承願いたい、こう思うわけでありまして。

○芳賀委員 ただ公共的な経営というものは、採算性から見て、それ自体の事業からは収益はあがらないわけですが、また国以外のものは絶対やらないわけですね。全然利潤追求とか採算性のない、そういう国土保全的な事業を、国民の個々の責任でやれといっても、これはできないことですから、これは当然国家の責任において経営しなければならぬ。しかしそれは直接収支面の利益というものは出てこないが、その事業が及ぼす国民経済的な利益というもの、はかり知れないものが当然あると思うわけでありまして。ですからこういう点を、ただ当面の企業採算上の問題だけに限定して、これが経営的な部分だから基本法に取り上げる、公共的な部分は取り上げないというような形は、いやしくも基本法としての体面をなさないというふうにわれわれは考えるわけですね。

そこで次にお尋ねしたい点は、一体現在ある国有林、たとえば面積にして七百五十万ヘクタールですが、これが採算価値としては幾ばくの評価をしておられるのですか。

○田中(重)政府委員 現在の評価額で言いますと、はば七千億になります。

○芳賀委員 七千億ですか。そうすると一ヘクタール当たり幾らですか。

○田中(重)政府委員 七百五十万町歩でございまして、ヘクタール当たり十万円がちょっと欠けるということになります。

○芳賀委員 国の採算としての帳簿価額はどのくらいですか。

○田中(重)政府委員 これは昭和二十九年に再評価をいたしましたときの台帳価額であります。

○芳賀委員 これがですか。そうではないのじゃないですか。国有財産としての帳簿価額は、私の承知しておるところでは一ヘクタールが五千二百円、総額にして四百億程度ということになっておるのですが、帳簿価額です。

○田中(重)政府委員 いま先生がおっしゃいますのは、土地の価額だけを言っておられると思います。私が申し上げましたのは、立木その他も含めた価額でございまして。

○芳賀委員 それでは四百億円というのは、これが土地価額である。結局七千億から四百億円を引いた残りの六千六百億円が、国有林の立木の価額ということになるのですか。

○田中(重)政府委員 先生のおっしゃ

いました四百億という数字につきましては、よく調査してみたいと思っております。

○芳賀委員 変ではないですか。一ヘクタール五千二百円で七百五十万ヘクタールということになれば、大体四百億になるのではないですか。こんな計算なんというものは子供でもやれるのです。

○田中(重)政府委員 その土地のヘクタールあたりの単価につきましては、先生のお説の五千二百円というのは、一応調査をしてみたいと思います。

○芳賀委員 あなたはもう調査したくたつて、帳簿を持っておるでしょう。国の財産として国民から委託されておる帳簿の値段が幾らになつておるかというところは、これは毎年法律に基づいて国有林の財産の現況というものは、報告書をつくって出すことになつておるじゃないですか。ですから再評価をやつた場合は、その年次によって金額が違つてくるかもしれぬが、たとえば昭和三十七年なら七年の時限の場合にはこうなつておるといふことは、これは毎年度報告しなければならぬことになつておるでしょう。だからどの年次でもいいのです。たとえば昭和何年の場合にはこうなつておるといふ答弁ができなければ、調査するなんというところはおかしいです。調査なんというものはこつちがやることであつて、あなたのほうは帳簿を握つておるのだから……。

○田中(重)政府委員 国有林野の全体の価額につきましては、先ほど私申し上げたとおりの価額が簿価になつておるわけではございまして、その土地の価額につきましては、ちよつといふ資料を持ち合わせておりません。

○芳賀委員 おかしいじゃないですか。私がヘクタール五千二百円で総体で四百億ではないかと言つたのに対して、長官はいま、それは立木を除いた土地価額であるという答弁が行なわれたのです。失言であればかまわぬですよ。何もどこまでも四百億でなければならぬというわけではない。だからたとえば立木と土地を区分して評価されておるとするならば、その内容といふものはやはり明らかにされておらなければならぬと思うのです。

○赤城國務大臣 いま林野庁長官のお答えしたのは、さうだろ、思うのです。土地と立木を含めての財産価額は七千億なんだ。そこで芳賀さんが一ヘクタールあたり五千二百円とすれば、土地だけの評価は四百億ではないか、それでそれを除いたものが立木の値段ではないかということだと思ひますが、その四百億が一体いま手元にあるかどうか、いま一ヘクタール五千二百円で四百億になるかどうか、ちよつと資料を持っていらないのでわからない、こういうふうに答弁しているのではないかと思ひますが、なお調査させていただきます。

○芳賀委員 たとえば土地ぐるみの評価であれば、それしかないというならかまわぬです。しかし立木と土地の価額が区分されておることになれば、国民の財産を預かつておるのだから、その当面の管理者である長官であるとか、その責任者である大臣が、たとえば土地が北海道は何ぼとか、あるいは茨城県は何ぼとかはわからぬでもいいが、国民全体から預かつて

おるこの山の評価額、あるいは帳簿上の価額というものは、総体において幾らである、立木において幾らである、土地において幾らであるというようにことくくは、頭にならないかと思うのです。これは一日三回めしを食っているのと同じことではないか。国民に負託された財産の管理というものは、一体幾ら預かっておるかからぬければ、これはおかしいじゃないですか。小さい問題でないかと思うのです。国民から委任された財産の善意なる管理ということをおろそかにすると、管理も処分もでたらめになり、国民の期待にはずれた経営が行なわれるということになりがちだと思ふのです。これは手持ちがないとすればやむを得ぬと思うのですが、これは何も持っておらぬでも、まず第一歩というように、頭の中に入れておいていただかないといけないかと思うのです。いかがですか。

○田中(重)政府委員 申しわけございませんが、この資料が見つかりましたから申し上げます。全体の固定資産といたしまして、先ほど七千億と申し上げましたが、七千七百五十三億でございます。それから土地は、これは先生のおっしゃるとおり四百三十九億でございます。それから立木つきの価額が五千八百五十六億、それ以外は建物、工作物その他でございます。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、これは農林大臣からはっきりしてもらいたいのですが、最近の国有林開放の動きに対して、政府として一体どうお考えになっておるか。その理由は、われわれの判断では、昨年七月政府が一日内閣青森県において東北を中心とし

て行なわれたわけですが、この一日内閣における池田総理大臣の発言というものが、今日の国有林開放の発火点となっておるといふことは、これはもう何人も承知しておる点ですが、総理大臣が国有林開放の火をつけて、そうして一方においては農林大臣が林業基本法を出すというふうな点について、これはまことに奇々怪々というところになるわけですが、一体政府としては、池田総理大臣の国有林開放のあのよう無責任な放言というものを尊重して、今後国有林の経営やあるいは管理をやらせるお考えであるかどうか。一方国民は、総理大臣のあのような放言を信用して、東北六県等を中心になつて、国有林のうち保安林等を除いた以外の国有林は、これを全面的に開放すべきである、こういう声が一日一日大きくなって、これにまたあちこちからたぎつて持ち寄つて特に与党の一部の議員の諸君が、どういふ目的かわかりませんが、そういう法律をつくらせて、国有林を処分してしまふというふうな動きがまた非常に強いわけですが、また一方関係府県の知事、あるいは特に全国の農業会議、あるいは全国農業会議所、これらが一斉に国有林開放の要求というものを大きく掲げまして、行動を展開しておるわけですが、こういう点については農林大臣として、もちろん政府を代表していかようにお考えになるのか、お尋ねしたいと思ふ。

○赤城國務大臣 国有林開放というところが、熟したところかどうかかわかりませんが、国有林につきましても、私い下げというふうなことは前からやっておったわけでございます。しかし国

土の総合開発とか、あるいは農業面から言いますならば、農業の体質改善を目ざす構造改善というふうな面、こういう面では国有林の活用をもっと大きくしていく、こういう面は出てきておると思ふ。そこで私もいろいろといたしましては、先ほどから申し上げておるまするところの国有林の存在価値といふ点、意義といふ点、国土保全その他公共的な面を持つておるこの国有林でございまして、そういう面を阻害するやうなことがあつてはいいませんが、そういうことでない限り、あるいは国で所有しておつたほうが、林業の面におきましても相当寄与できる、こういう面等もございまして、そういう面をいろいろ勘案いたしまして、大体において農業構造改善あるいは国土開発上等に、国有林の払い下げでその方面に寄与したほうがいいという面がありますれば、具体的にこれを払い下げをするという方針は適當でないか、こういうふうに考えておるわけでありましても、これをむやみやたらと言つては、まことにことばが悪いことばでございまして、保安林とか国土の保全以外は、全部これを民間に払い下げるべきだというふうな方針につきましては、私は反対でございます。政府といたしまして、そういう考えを持つておりません。あるいは法律案を出そうという動きがあるといふふうにも聞いておりますけれども、私もその法律を見ておりません。見ておりませんが、ただ何と申しますか、安値段階で保安林と国土保全以外は、全部払い下げをすべきだということについては、私は反対でございます。そういう必要もないし、そういうことは

あつてはいけない、こういうふうに考へております。

○芳賀委員 一体池田総理はどう考へておるのですか。当委員会に後日出席を求めるとお考えですか。閣僚として、この池田総理の国有林開放に対する考え方は、いかうなものですか。

○赤城國務大臣 池田総理の考え方、大体私の考え方と同じだと思ひます。そうむやみやたらにといつては、私はことばの使い方はあまり上手ではありませんが、むやみやたらに開放するのだという考え方は持つておらぬと思ひます。やはり総理として国有林というものの対しては、先ほどから言つておるやうな責任を持つておるべきでございます。そういう意味におきまして、私は池田総理も私の考えとはほぼ同じではないか、こういうふうな考へております。

なわけですが、こういう動きがだんだん強くなつておるといふことは、これは大臣も承知しておられると思ひます。が、これと政府がお出しになつた基本法との関係です。もしこの政府の基本法が、たとえば今国会で成立した場合に、この国有林開放の、与党が中心になることは、国会の一部の議員が動いておるわけですから、その動きといふものはどういふ影響を受けるか、それからこの国会で政府の林業基本法案が成立した場合に、この動きといふものはどういふふうに展開されるのか、これはそういう政治判断ということになると思ひますが、この点に對して大臣の的確な政治的判断といふものを聞かせてもらひたい。

○赤城國務大臣 林業基本法をめぐり、あるいはいまの国有林のいわゆる開放というやうな問題をめぐつて、林野問題がやましくなつてきておるおりにございまして、この法案と国有林開放との関連はどうか、政治的な見通しはどうかということでございます。が、私は林業基本法といふものがこの国会で通過するといふことになりますれば、いまの一部において国有林を払い下げるといふやうな考え方の動きは鈍ると思ひます。でなくて、これが通らないといふことになると、林業基本法よりもそのほうが利害関係が深いから大事だ、こういうことで、その方面の動きはあるいは活発化するかといふやうな気もいたしますが、どうもちょっと見通しはなかなか私もここで明確な判断はむずかしいと思ひます。いずれにいたしましても、私は森林法があり、国有林に對しての基本方針をわれわれは持つておるのでございます。

から、それについて経済的経営面の林業基本法ができて、そうしてこの体制が整うというところであります。私は国有林の払い下げ問題等につきましても、最小限度といえますが、ほんとうに農業構造改善に必要な、あるいは国土総合開発面、あるいは畜産面等も関係ありますが、そういう必要に面についてみても、そういうことに限定されるという事か、そういうことに相なるかと思ひます。この体系が整わぬときに、向こうばかり進んでくるといふことになりまして、ちよつと私も反対の立場にありますが、困ると思ひます。そういう意味におきまして、この林業基本法をぜひひとつ通していただくように、よいこととてございますが、私としては期待いたしておるわけでありませう。

○芳賀委員 たとえばこれが通る場合には、押えられるというわけですね。一体この政府の基本法のどの個所が、その押えとしての力を發揮するわけですか。

○赤城國務大臣 この何条とか、どの部分といふことを私は申し上げておるわけではございせん。林業に対する、森林に対する基本的な問題が、一応ここで一つの軌道に乗ってくる。すなわち森林法があり、あるいは国有財産法があり、国有林野法があり、あるいはここで経済的経営面の林業基本法といふものが成立したといふことになると、大体森林に関する基本的な問題が軌道に乗ってくる。それであとは構造改善等に必要なものとか何とかといふ、いろいろなものにつきましても、いまの払い下げの問題はあろうと思ひます。そういう問題は具体的にきめてい

けばいい問題であります。ところがせっかく林業基本法というものを出したけれども、まだこれが通らぬといふことになって、延び延びになっていまして、国有林の問題等につきましても、この際一つの法律に基づいて、全面的な開放というふうなことも進めようじゃないかというふうな、そつちのほうに機運が向いてきはないかといふような見通しをございませう。これはほんとうの見通しの見通しで、的確にここで申し上げる材料を持つての判断をございせん。そういう私なりにおきまして。

○芳賀委員 これは直接の関係はありませんが、たとえば農地被買収者に対する報償の問題等にしても、多年にわたつて与党の議員の一部の諸君が強力に推進されて、まだ国会の提案になつておりませんが、われわれの見通しから言つて、近い将来にそういうものが国会に提案されることになるだらうと思ふ。われわれはそういうものに対しては、反対の立場を明らかにしておきます。

〔委員長退席、長谷川（四）委員長代理着席〕

たとえば報償法が出されるとして、報償すべき金額は、たとえば一十億であるとか二億であるとかいふことは未定の問題にしても、それは法律を出したくなる関係の議員とか、それからたとえば自民党という政党が一十億、二十億の金を調達して報償するといふことではないと思ふのです。その法律が無理に通れば、国民全体の血税でこれを報償するといふことに当然なるわけです。ですからその点は、政權担当

者としては十分考へてもらなければならぬと思ひます。お金の金を出すのだからいいじゃないかといふことでは、また話は別として、反対する国民からも血税を集めて、そうして農地被買収者報償という形で、血税をそれに充てるということになるわけですね。しかしこれは金だけで済む問題です。貴重な血税ではあるけれども、これは金でおさまる。しかし国有林とか、森林の場合は、金でおさまるといふ問題ではないと思ふのです。もちろんばく然とした開放に対する動きといふものは、農村あるいは漁村等を主体にして、農漁村における住民の経済的な地位の向上をはかる、地方産業の発展に活用するといふことが目的であるが、これは要を返せば、たとえば政府の農政の貧困とか、政治の貧困から発したし寄せといふものが、農政の中で解決できない。最後の方法として、国民の共同の財産である国有林を処分することによつて、農村、漁村における国民の窮乏といふものを、一時的に救うといふことにしかならぬと思ふのです。ですからその経済的な窮乏の原因といふものは、たとえば農業政策の貧困にある、現在の政府の政治の欠陥にあるといふことであるならば、やはり農業政策なら政策とまづかう面から取り組んで、その政策の中で問題を解決するのが当然だと思ふのです。それを国民の山を処分しなければ、当面の打開策がないといふようなことは、政治の最終的な貧困といふことになるのではないかと私は思ひますが、赤城さんとしてはそうお考えになりませんか。

○赤城國務大臣 私は、政治が貧困である、政策が貧困であるから、国有林の払い下げ問題が起きた、こういうふうには、考へておりません。この国有林の払い下げ問題が起きている原因等は、明治の維新当時でございませうか、民有林——藩で持つておつたものなどが民有林でなく、いわゆる国有林にほんとうに編入されて、こういうふうなききつがあらつたところにその声が大ききやうであります。青森とかその他。そういうことでございませうから、農業政策の貧困が国有林の払い下げ問題を惹起した直接原因といふふうには、私は考へておりません。ほかの原因からこういう機運が一部にある、そういうふうには見ております。

○芳賀委員 しかしこの要求の指向するところは、農村、漁村における経済的な貧困といふものを理由にして、これを解決するためには、国有林の処分を行なうことによつて、あるいは農業生産の拡大をはかるとか、あるいは林業所得の増大を通じて、そうしてその地域の住民の利益を高めるといふところに、開放要求のねらいがあるわけですね。ですから、これは何も東京のような、大都会の人とか、一般の国家公務員であるとか、産業労働者の諸君が処分しろと言つてゐるわけではないです。結局第一次産業部面に非常に断層がある。いろいろ政府は宣伝をするけれども、所得格差といふものはますます拡大する。どうもしやうがないじゃないか。結局目をつけたのが、この際国有林を処分して、それによつて何とか当面を糊塗する以外方法がないじゃないか、行き着くところまで行き着いたやうな一つの打開策とした、そういう要求が底流をなしている。それにた

だ歴史的な分野として、明治維新当時の払い下げ問題が起きた、こういうふうには、考へておりません。この国有林の払い下げ問題が起きている原因等は、明治の維新当時でございませうか、民有林——藩で持つておつたものなどが民有林でなく、いわゆる国有林にほんとうに編入されて、こういうふうなききつがあらつたところにその声が大ききやうであります。青森とかその他。そういうことでございませうから、農業政策の貧困が国有林の払い下げ問題を惹起した直接原因といふふうには、私は考へておりません。ほかの原因からこういう機運が一部にある、そういうふうには見ております。

こうであつたといふことがつけ加へられただけであつて、これはやはり否定することはできないと思ふわけですね。ですから、こういう動きが国民の一部にある、政党の一部にあるといふことを十分お考えの上に、今後林政といふものを進めていつてもらなければならぬと考へるわけですね。

そこで問題は、国有林の国民的な経済利用といふものを、國として怠つた点があると思ふのです。その点がやはり問題だと思ふのです。たとえば国有林野法にしても、国民が相当国有林を利用できる道を突は開いてあるわけですね。たとえば部分林の制度であるとか、共用林野の制度であるとか、あるいは地元における総合的な国有林の高度利用の要綱等を見ても、十分国民にPRして、こういうことがあるのだ、この道が開かれておるといふことがわかれれば、現行制度のもとにおいても、第一次産業に従事する農村、漁村等においても、これを経済的に十分利用することが可能だと思ふのです。そういう道はあるけれども、それをことさらに閉ざして、いかにもそういう道がないやうに国民に考へさせている。これこそ昔からの国有林の官僚性といふか、封建制といふものから脱却されてないと思ふのです。この点はどうなんでしょうか。国民に国有林から経済的な利益を与えるといふ場合は、何も権利の移動をしなれば解決がでない問題ではないと思ふのです。部分林の問題にしても、最高八割以内までは国民の側が分取にあずかることができるという規定になつてゐるわけですね。全部といふわけにはいかぬにしても、共有林の契約を設定した場合にお

いても、たとえば牧野等の問題は、モデル的な牧野の設定等については、国有林野事業の一環として、機動的な設備というものはこれを行なうことができないという道もあるわけです。ですから、農業と林業との関連から考えた場合、たとえば現在の農業基本法の第二十二条には、農業と林業との関係というものが出ておる。ですから、零細な農業と零細な林業経営と、これを総合した農林的な新しい経営というものを当然考えなければならぬが、やはり林業にしても、基礎というものを国が十分確保して、それに国民が参加して利用するという道を大きく開くべきでないかというふうにわれわれは考えておるわけです。われわれの森林基本法というものはそういう目標に立って策定されておるわけですが、この点は一体どう考えますか。

○赤城国務大臣 その点は同じです。私も部分林あるいは共有林の活用というものを、いままでもはかってきておりましたが、これからも十分これははかっていくべきだと思います。問題は所有ではなくて、利用なんです。その利用面において、十分活用できるような方向へ持っていくということにつきまして、私も同感でございますし、そういう線はなお進めていくつもりでございます。

○芳賀委員 そういふ大事な点が政府の基本法には載っておらぬでしょう。それでは部分林の政策に対しては、計画的に一体どうやるのか、共有林野の問題等に対しては、これをどう扱うか、高度に進めて、そして第一次産業との結合の中でこの問題をどう発展させるかというような点が、その根拠として

どこに明らかにしておるわけですか。つづり方の文句のように、あつちこつちに少しぐらい書いてみたところで、何にもならぬわけですからね。特に今後、たとえば畜産農業を例にとっても、飼料資源というものは全く枯渇して、濃厚飼料の六〇％が輸入に依存しているというところは、常に大臣も苦慮されておる点です。ですから農業と森林との関係を考えて場合において、やはり高度利用の立場から、現在の国有林だけに限定しないで、とにかく国土の七〇％を占める森林原野全体の活用というものをどうやるかということを目ざして考えないと、単に国有林だけを目標にして、森林の三分の二を占める民有林の問題を放置しておつたのでは、基本的な問題の解決にはならないと思うわけです。ですから民有林の活用等の問題にしても、たとえば昭和三十三年に分収造林法というものを新しくつくって、民有林の所有者あるいは経営者とか、その地域におけるそれに依存しようとする労働を提供する従事者、この三者が民有林の分収方式のもとにおいて、民有林を広く活用するという道も開かれておるわけだけれども、さっぱりそれは前進してないのじゃないですか。そういう点を、この農業基本法の中で一体どういう方向を示して、これを実行する場合においてはどのような関連法、実体法というものを制定してやるかということが、事前に明かにならなければ、単に基本法だけが成立すれば、このような開放の動きというものを封鎖することができるなというところは、これは考えとしては甘過ぎると思うわけです。ですからそういう長期展望の上に立って、農業

の政策との関連の上に立って、この政府の農業基本法というものはどういう役割りを果たそうとしておるか、そういう点についてこの際できれば明らかにしておいてもらいたいと思います。

○田中(重)政府委員 いまの国有林野の農業構造改善についての利用につきましては、この法案におきましても第四條の第二項、それから第十一條にそれそれ、国有林野で行なわれる部分林の設定と、あるいは地元施設としての事項を規定しておきます。なお将来に對する農業発展に關連しての国有林野の活用につきましては、これはすでに農業構造改善について国有林野の活用を進めていく方針を明らかにいたしておるつもりでございます。

○芳賀委員 この点は大事な点ですが、農林大臣からも重ねて御答弁を承っておきたい。

○赤城国務大臣 いまの活用の問題について、基本法に方針規定等を欠いておるではないか、基本法では当然そういうことを規定すべきではないかというような御趣旨かと思ひます。いま御質問、御指摘の点にもありましたように、分収林、そういう面につきましてはすでに御指摘の法律のようなものもありますし、実施しておるわけでございます。でございますので、特にそういうものを基本法に規定しなくても当然やるべきことであるので、規定はいたしておりませんが、いま林野庁長官からも話がありましたように、部分的にはそういう意味のことはあります。たとえば第四條の二項には、「その所在する地域における農業構造の改善のためその他産業の振興又は住民の福祉の向上のため利用することを必要か

つ相当とする国有林野については、これらの目的のため積極的に活用が図られるように努めるものとする。」とありますが、この意味は、いまお話のように共有林とか部分林地帯を中心として活用をはかる、こういう意味でございます。また第十一條等におきましても、「国有林野についての部分林の設定の推進、入会権に係る林野についての権利関係の近代化等必要な施策を講ずるものとする。」とございますが、基本法でございますから当然やるべきこと、いままでやっておりますこと、こういう表現において規定しておいてどういふふうにするかということにつきましては、先ほどから再々申し上げておりますように、この法律ができてから具体化したしますし、またこれについての関連法案をどうするかというお尋ねもございましたので、この基本法に對する関連法案、あるいは補充する意味の法律等も整備して、従来やっていることをなお強化していく、こういうつもりであるということとは再々申し上げておるわけでございまして、そういう意味におきまして、これから進めていきたい、こう考えます。

○芳賀委員 どうもわれわれ社会党が、いま基本法を持っておるせいもあるが、かまえて弱いですね。宣言法だからお経の文句だといつても、たとえばこのお経だけ毎日繰り返して読んでみても、何も効果というものはあがらぬと思うのです。赤城さん私も私曹洞宗ですが、曹洞宗のお経なんか私も知りませんが、しかしお経の文句を知らなくても、その精神というものを体得して、それを実現する、実行すると

いう意思があるかないか。発現するかどうかというところに問題があると思ふのです。基本法に、ここにちよつと書いてあるからいいじゃないかといつたて、これがどういふふうに行動としてあらわれてくるかということに、かかつて問題があると思うのです。だからいまでもそういう規定があつたとするならば、国民全体の持ち山なんだから、これを国民全体の利益のために経営し、活用するということは当然なことなんです。その啓蒙とか宣伝とか趣旨の徹底というものは、これはどうしても欠けておつたと思うが、この点は田中さん、どうですか。

○田中(重)政府委員 その点につきましては、先ほど御指摘がございましたように国有林野法等にその制度はありながら、そのPR等が足りなかつたのではないかとこの点については、十分反省をしたいと思ひますが、この農業基本法の立法の機会に、将来に向かって地元施設を利用するものの立場を強化するという方向で改善をし、広く農業あるいは林業等の地元の経済の発展のために寄与したい、こう考えます。

○芳賀委員 そこで戦後約二十年たつが、たとえば戦後の緊急開拓をはじめ、これは食糧増産とか、人口の吸収という、戦後の復興的な目的のために国有林あるいは国有未開地、民有未墾地もそうですが、これが農地として造成され、あるいは農用地として活用されてきておるわけなんです。だから終戦直後のたとえば国有林野の面積と現在の面積というのは、相当縮小されておると思うのです。この点は、それでは国有林野を中心として開放された未

町歩もあるという場合に、これが全部森林でなければならぬということでもないと思うのです。ですからそれを農業上に活用した場合と、現存する森林としてそれをさらに生産力を高めさして、国民経済的に活用したほうがいいか、これは判断にかかわる点ですが、たとえば農業の面から見ても、食糧にしても畜産物にしても、国内自給度というものはだんだん低下するような傾向です。多分に外国に依存しなければならぬ。林業を通じても毎年毎年需要が増大するのに、供給が追いつかない。結局外来に対する依存度がすでに三〇％以上になっておると、この現状から見ると、農業の部面でも生産を拡大しなければならぬという要請は強いが、林業の面においてもやはりその要請は強いということになると、これは利用に対する価値判断だと思うのです。どっちに従属するということはなかなかできないと思うが、この際集約的に農業の生産、森林の総生産をどう高めて、国内における自給度を高めるかということとは、非常に大きな問題

になるわけですか。やはり国として土地の利用区分ができておられ、国土の完全な調査ができていないということ、は、まことにこれは遺憾な点ですが、大勢としてどうかというくらいなこと、皆さんおわかりにならぬわけでもないと思うのですが、どうですか。これは畜産局長としても直接の責任はないとしても、畜産問題で毎日頭をいためておられるわけですから、全部えさを外国に依存したほうがよいということを考えていないと思うのです。そうならば飼料の給源をどこに求めるかということは、当然関係した問題になるわけですが、これを優秀なお三人からひとつずつそれぞれ聞かしてもらいたい。

○樞垣政府委員 農業全体についての、今後開発されるべき適地がどのくらいあるかという点は、非常にむずかしい問題であります。私も十分承知をいたしております。いたしておりましたが、私の畜産局長の関係では、ただいまお話もございましたように、日本の畜産の発展に伴って、飼料の自給力が伴わないという現状でございます。今後さらに畜産の需要ないし生産はふえる、またふやす必要があるという見通しのもとでは、国内における飼料の自給源をいかに考えていくかということ、非常に重要な問題であるというふうに考えておりました。特に草食性の動物であります乳牛及び肉牛につきましては、畜産経営のあり方から、またたまたまお話がありましたような国民経済全体の立場からも、良質の粗飼料によって生産を合理的に行なっていくことが必要でございますので、そういう見地から完全なものではないのですが、将来土地改良法

による長期計画の調査の前提といいますが、そういうことで、都道府県を通じました草地としての利用可能な面積というものを求めたことがあるのでございますが、その数字を集計いたしましたものと、大体全国で八十二万町歩程度の草地としての適地があるというところでございます。別途私も畜産の生産目標を家畜改良増殖法に基づきまして、昭和四十六年の畜産物の需給関係から求めました要飼養頭数というものを目標として掲げておりますが、それを基礎として算定をいたしました場合の飼料給源、特に良質な粗飼料給源のために、どれだけの土地が必要かということをやった一つの試算があるものであります。それによりまして、昭和四十六年までにいゆる草地の造成改良ということで、累積五十万町歩程度の事業を必要とする、それから既に耕地において飼料作物の延べ面積を百万町歩程度まで伸ばす必要がある。現在大体五十万町歩程度でございますが、これを約倍の百万町歩程度まで伸ばす必要があるというような試算をいたしましたものがございまして、これはあと農林省の全体の生産の見通しなり、あるいは土地利用の見通しなりというところに消化されておられませんけれども、私もとしては一応そういうことを目標にして、今後の施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○芳賀委員 農地局のはうはどうですか。
○小林説明員 先ほどの開拓適地選定基準というものが生きています。これはなにかというお話でございますが、これはこのたびの国有林を構造改善のためにどう使うかという場合に、物理的に

こういう土地は農耕地として適当でないという意味から、たとえば傾斜でございますとか、あるいは土層でございますとか、あるいは土性、礫の含有度等の基準について、規定しているのでございます。あるいは一般の開拓パイロットにつきましても、同じようなものがあるわけでございます。一方また国有林につきましても、保安林とか一種林とか、いろいろあるわけでございます。それらを調整してどうなるかというところは、非常に膨大な作業になるわけでございます。またそのほかの国土利用というものもあるわけでございます。農地局だけでできる問題ではありません。全体の問題としても、非常に長期間を要する問題であると考えております。現在のところ、そういう意味におきまして、全体として農耕地地はどのくらいあるかという資料は、ここで申し上げる数字は持たないのでございまして、まことに残念でございますが、この点につきましても御満足のいく御答弁ができないのでござい

○芳賀委員 ただいま樞垣さんから、ある程度数字をあげて説明がありました。が、たとえば諸外国の実例を見ても、ちやうどいま農林大臣の赤城さんが団長になって、昭和三十年ごろ国会から私たち派遣されて、欧米並びに中南米の農業事情の調査に行ったわけでございますが、たとえば山岳地帯のスイスにおいても、農用地の利用面積というものは国土の四三%に達しておるといふことを、われわれは現実調査してきたわけですが、わが国の場合には、農用地が全体の二六%ぐらいしかないということですから、これは集約的に

経営すれば、草地を含めた農用地の利用面積というものは拡大の余地はあると思うのです。
〔長谷川四〕委員長代理退席、委員長着席
ただそれを七百五十万ヘクタールの国有林だけに求めるということになると、大きな問題があるわけですが、むしろ千四百万ヘクタールに及ぶ、放置されたような状態に置かれておる国有林というものを対する国民経済的な利用をどうするかということが、大きな問題になるのではないかと思います。そういう点に對しては、一体農林省のそれその当局としては、どうい

○樞垣政府委員 今後の国土の利用という観点で、たとえば私どもの草地の改良造成を進めてまいるといふ場合には、その土地を国有林のみに求めるといふことでは無理だろう、むしろより広い民有林等をあわせ考えるべきではないかというお話でございますが、私もまことにさように思っております。数字がコンクリートなものではございせんので恐縮なんです。先ほど申し上げました約八十二万町歩の草地の造成改良の適地と思われる面積の中でも、出ております数字を分析してみますと、国有林に約十八万町歩程度の面積が入っております。これは、公有、農協有、あるいは開拓財産——これも国有財産でございますが、そういうものが他の部分を占めておるのでございまして、お話のように国有林のみに草地の基盤を求めるということは困難であらう、またそういうことはできないことであらうとい

うふうに思っております。なお今後それをどう進めるかという問題は、今回改正になりました土地改良法に基づきます草地改良の総合計画調査というものが進むはずでございますので、私もその調査の中で問題を具体化していくように計画したいというふうに思っております。

○芳賀委員 先日民放テレビで、樞垣さんはなかなか男前よく写って、乳価問題ではどうもあいまいなことを言っておったが、特に飼料資源の確保の問題では、相当真剣な顔つきで語っておられたのを私も見たわけです。ある程度勉強されておられるので、ひとつが、民有林関係はあとに譲って、長官にお尋ねしたいのは、国有林は言うまでもなく国民の共有の財産ですから、これは国民的に利用するのは当然でありまして、先ほど部分林、共有林野の問題も出ましたが、国民が直接国有林に就業する、そこで働く。いわゆる国有林を国民の就業の場として提供するということは、必要だと思うわけです。そうじゃないですか。ですから、国有林で働く国民である労働者に対して、一体国有林としてはこれをどういうふう

に処遇するのかわからないことは、国有林の任務からいっても大事な点だろうと思う。経営面で、部落林とか共有林野の設定をして、国民が活用することはもちろんであるが、国有林自体が行なう事業に国民が参加して、自分の山で働く、就業の場をそこに求めるという場合には、これは十分積極的に配慮して取り扱わなければならないと思います。が、こういう点にも、施策の上で欠けている点があるのじゃないかと思うわ

○田中(重)政府委員 国有林は、いまの地元施設制度等の運用を通じまして、地元の福祉に寄与すると同時に、またそこに賃金収入の道を与えるということで、この面でも地元の人々の福祉に貢献をしてまいったことと思います。それで国有林の直営事業その他国有林野で必要といたします労務につきまして、一般的には農家の余剰労力を活用して、造林なりあるいは伐木なり、そういう仕事をやってきたというのが、歴史的な経過でございます。そ

○田中(重)政府委員 苗畑の婦人賃金を申し上げますと、これは平均でございしますが、一日四百九十八円でござい
ます。

○芳賀委員 それは高いほうじゃないですか。たとえば男子と女子作業員と区分するとか、総平均ではなくてもう少し……。

○田中(重)政府委員 いまちょっと——

すぐお返事いたします。

○芳賀委員 すぐわからぬですか。あなた方は現場作業員をどう考えておる

お考えになっていただいてけっこうで
ございます。

○芳賀委員 私に住んでおるところは
旭川営林局の管内が多いわけですが、
農薬に限らず、林業問題にわれわれ
委員会の関係もあって関心がありま
すから、苗畑で働いておる皆さんにお
会いする機会が非常に多いわけです
が、昨年は旭川営林局においては婦人
の一日の賃金は大体四百七十円程度な
んです。私は聞いて、四百七十円とい
うから、一時間にしてはちょっと高いよ

して回っておる。郵便集配人みたいにぐるぐる回っておるわけですから、現地の経営の実態がどうであるとか、長期計画がどうであるとかいうようなことはわからぬと思うのです。そういう点について現場作業員の賃金の問題と労働条件というものがどうなっておるか、適当であるか不適当であるかという判断は、責任者としてわからぬと思うのです。国有林の経営は長官の権限もあるが、地方の営林局長にまかされた権限も相当多いわけです。また営林署

しておられました。が、国有林の従事者に対して、賃金とか処遇は一体どうなっておるかということ、いま長官に尋ねておったわけですね。これは私のほうは現地の事情をよく知っておるわけですが、たとえば全国の営林局、営林署管内に苗畑事業というものが盛んに行なわれておるが、この苗畑で働く従業員は主として婦人が多いのです。その賃金がどうかという点、昨年私が現地で働いておる人たちに確かめた金額は、一日四百七十円程度ということ

になつておる。最近、農村の臨時的な労力を雇う場合、田植えの場合には、北海道も内地府県も同じと思ひますが、婦人の賃金で、車で送り迎えをして昼食を出して一日千円程度というところになつておるわけですか。ですから農村におけるこういう、たとへば賃金の事情を見ても、労働力が非常に枯渇しておる。国有林事業においても労働力の確保ということがなかなかむずかしいと思ふのです。しかし幾ら国民共有の山であつても、婦人一日の熟練的な労働に対して、四百七十円そこそこのいいのだというわけにはいかぬと思ふのです。それは赤城さんの奥さんにしても、田中さんの奥さんにしても、四百七十円やるからちよつとやってくれと言われても——これは一番責任のある大臣や長官だから、ほかの人より先に行つて働いてもらわなければならぬが、四百七十円ではちよつと出かける気にならぬと思ふ。こういう問題が幾多あるわけですか。国有林というものは国民が利用する場であるし、特に労働を通じて国有林を所得確保の就業の場としなければならぬ持ち主である国民もおるわけですから、そこで働いてくれる国有林の持ち主の国民に対しては、少なくとも一般の労働者と同一水準における処遇というものは、考へてもらわなければいけないのじゃないかというふうに考へるわけですか。そこで、たとえば関連法の問題になります。労働者の雇用安定法案をすでに提案して、何とか与野党の諸君の協力も得て、これを成立させたいというふうな考へておるわけですが、この種の法案は、われわれが議員立法とし

て出すまでもなく、政府自身が国有林の現場作業員を中心としたそれらの諸君の雇用の安定、あるいは社会保障制度の適用の面を配慮して、法制化されるべきでないかというふうには考へておる。それで大臣が来られるまで、いま長官と質疑をかわしておつたのですが、こういう点に対しては大臣としていかうにお考へですか。

○赤城国務大臣 実態はいまお話のとおりだと思ひます。また私どももことしの子算編成のときに、林業従事者の給与等につきましても相当骨折つたのでございしますが、たいへん格差というか、ほかと均衡がとれないような形でございします。いま関連法案のお話もございしますが、そういう意味において私どももいたしまして、山地、僻地における農業の実態あるいは林業の実態、これに伴う所得の問題等もございします。そういう面を調査して——調査する予算もこの予算に盛り込んでおるわけでございます。そういう調査等も待つて、山地農業、もちろん林業を中心とした、林業に関連したものでございしますけれども、そういう問題等につきましても前向きな措置を講じていきたいということ、せつぱく検討中でございます。御趣旨の点は十分私たちが了解いたしますが、頭に置いておるわけでありまして、そういう方向へ近づきたいと考へております。

○労資委員 月給制以上の従業員は雇用関係は継続していくわけですか。しかし待遇の内容がいいというわけじゃないのです。先般の公労委の仲裁裁定の結果を見ても、公共企業体現業関係の中では、林野の賃金水準が非常に低い。ですから、ある程度

格差の是正も必要であるということと裁定が出たことは、大臣も御承知のとおりですが、もう一つは、持続的に雇用関係を結ぶことができない。作業の実態によつて、たとえば先ほど言つた苗畑の事業とか、あるいは造林の事業にしても、伐木の事業にしても、一年間定着してやるといふことはなかなかできない。しかしその事業というものは毎年毎年、繰返し繰返し、将来何百年、何千年とやつていかなければならぬことですから、長期的に見ればその事業は持続性があるわけですか。ただ季節的に休止されなければならぬという一つの特徴を持つておるわけですか。その休止中の賃金とか所得の面については、たとえば失業保険の制度に基づいて適用を受けられるような努力を、全林野の労働組合等が中心になつて進めてきたが、これも長官はじめ当局側の諸君が冷淡で、なかなかむずかしいということになれば、失業保険制度に林野庁として国有林関係で負担すべき金額というものは、相当額に及んでおると思ふ。失業保険の制度から見ても、雇用者であり、いわゆる経営者側の負担すべきもの、あるいは国家としてその制度に負担しなければならぬ金額というものは、計算すればわかるわけですか。ですから、そういう失業保険の状況、雇用を断続的に繰返しているよりも、その休止期間というものは事業の特徵上やむを得ないものである、しかしまた明年度のその季節には必ずその人たちに就業してもらわなければならない、雇用を再開して働いてもらわなければならないということになるわけですか。

そこで、これは新しい制度の問題であります。これは新しい制度の問題であります。一年間のうち、たとえば六月、あるいは七月に就業しても、その期間以外はどうしても仕事がない、失業状態になるという場合は、次の事業再開のときには、またその人たちの労力というものを供給してもらわなければならないわけですから、その休業期間中を、一応次の事業再開に備えて待機するという形で、これを制度化したらいじやないか。そういうことになれば、その事業休業中の賃金、所得に対して、国は全額とはいへないとしても、就労しておるときの基本賃金に対してたとえば六〇%以上の休業手当等を支給する算定の基礎というものは理論的に出るわけですから、失業保険よりもさらに高度な制度を適用して、長期的に国有林野に就業する国民が、自分の持ち山に働くという意欲を持つておる場合の就業の場として、それを制度の中で解決するというようなことは、少なくとも近代国家においては、そういうことを制度化して実行に移すべき時代であるというふうに考へるわけですか。ですからこの点は大臣としても、社会党提案の国有林労働者の雇用安定法案の内容というものはお読みになつておると思ふわけですが、議員提案の法律であつても、あるいは野党が主体になつて提案した法律であつても、農林大臣として、あるいは林野庁の長官として、これらの新たな制度に対しては真剣に検討を加えて、それが是である、当然であるというふうな場合においては、われわれは何も議員提出にこだわるわけではないわけですから、むしろ政府の責任でこれらの問題を失業保険制度より、

さらに高度の社会保障制度、あるいは雇用の安定とか賃金の確保とかいうことで解決することは、必要であるというふうに考へるわけですか。このことが国有林で行なわれれば、民有林関係の労働者のいろいろな問題等についても、次の時点でこれは解決ができると思へられるわけですから、この点については農林大臣として真剣な御配慮をお願いしたいと思います。いかがでしよう。

○赤城国務大臣 私ども議員提出法律案だからということで、粗末にするというふうな考へは持つておりません。従来とも議員提出法律案で通過したものがございします。そこでこれが賃金とか雇用とか、あるいは社会保障的な面において、私どもも取つておつた十分政策に移さなくてはならぬ問題があると思ひます。政府といたしましては、国有林の経理面を考慮いたしまして、合理的に、そしてまた安定するような方向へ——そう検討を進めて、措置をとつていきたいと思つておる次第であります。

○労資委員 たとえば昨年、旭川営林局管内に枝幸営林署というのがあるのです。その枝幸営林署に歌登担当区というのがある、その事業所で働いておる作業員が、私は三十年国有林で働いておる、そして造林指導員という名前をいただいで一生懸命にやつておるし、農林大臣からも表彰をいただきました。しかし三十年たつても、私がやめるときには退職金ももらえませんが、共済年金も何ももらえませんが、三十年働いて指導員という名前をもらつて、農林大臣の表彰はいただきましたけれども

ども、やめれば老後の安定とか生活保障というものは何にもありません、こういう率直な話を聞いたわけですが、農林省が所管する直接の事業体の中において働く作業員の場合においても、こういう問題が幾多もあるわけなんです。ですからこれを単に労働組合の要求だからけしからぬとかいうことではなくて、国自身の責任です。たとえば雇用安定法案の問題とか、常用作業員の定員化の問題とかは、すみやかに解決すべきであります。それでは国有林関係の失業保険の対象となる定期あるいは臨時な作業員の諸君に、この制度を通じて国家が負担する金額、あるいは経営者であり、雇用者としての義務で負担する国有林の負担額というものを総計した場合には、相当の金額にこれはなると思うのです。そこでその金額はどのくらいであるか、あるいは社会党が提案した雇用安定法案に基づいた、労働が年間のある一部分休止された、再開されるまでは待機しなければならぬという者に対する、国が一定額の資金を持統的に保障する制度をとった場合においても、社会党の国有林労働者雇用安定法案では、平年度において大体五億二千五百万あれば、これでもう安心した雇用体制というものができるわけなんです。ですから新たに五億二千五百万だけ負担するということではない。国として負担する失業保険の制度における負担額というものと對比した場合に一体どうなるか、こういう点は大臣のところまではまだ検討は進んでおられぬかもしれぬが、少なくとも林野庁長官としてはそういう検討はなされておるであろうと思いますが、比較論の上に立てて、これはどうい

ことになりますか。

○田中(重)政府委員 いまの失業者退職手当は、三十七年度では約十一億でございまして、いま先生のお話の金額と比較いたしますと、これはそのままだ比較をするのはまた問題があると思ひますが、金額としては十一億ということになるわけでございます。

○芳賀委員 そういふ事情ですから、農林大臣としても十分責任を持って検討されて、国有林で働く国民というものは、自分の財産を守りながら、そこに就業の場を求めておるといふことを考えた場合、これを冷遇するといふことはいけません。定期的、季節的な作業員は労働者であるとか、月給制でないからこれはどうなつてもかまわない——それは言わなくても、経営者、当局の思想の中に、そういう考え方というものが片りんでもあつたれば、これは断じて許すことのできない点であります。働かないで、利潤だけ分配しているというわけではないわけですから、この点は信頼する農林大臣において、ぜひ何とか目鼻がつくような作業を長官にひとつ命令してもらつて、期待に沿うようにして欲しいと思ひます。いかがでございますか。

○赤城國務大臣 御趣旨の点は林野当局を奮勵して、そういう方向へ進めるようにしたいと思ひます。

○芳賀委員 あと農林大臣には、明日でも民有林の問題に対する今後の国の管理とか、あるいは指導規制、あるいは高度利用の点をお尋ねしたいと思ひますが、事務当局にその点に対してあらかじめ尋ねておきたいと思ひます。その根拠は森林法にあるわけですが、

森林基本法の提案を通じて、国有林を除いた民有林に対して、国家としてこれを高度に活用して、あるいは民有林の森林生産力の拡大とか、あるいは労働の生産性の向上の問題等も含めて、これは民有林であるから、自由放任にするといふことはできないと思ひます。もちろん森林法には、一昨年の改正によつて、林産物の長期見通しの問題が新たに加つた森林の基本計画が策定されて、それを基礎にして運営するといふことにはなつておるが、一体国として民有林といふものに対して今後どういふような管理の態度、指導方針をとるか、その点を明らかにしても

○田中(重)政府委員 民有林に対する管理の態度といたしましては、その基本となるものとして、現在の森林法の中の地域森林計画でございまして、それぞれ森林所有者といたしましては、地域森林計画の趣旨に即しながら仕事を進めていく、また都道府県知事としましては、その民有林経営につきましまして指導するといふ権限も与えられておるわけでありまして、そういうルートを通じてこの管理がなされる、こう考えます。いづれにいたしましても、この基本法の民有林業の新しい手として期待するものは、まず熱意がある林業経営者、これをできるだけ国として助長し、指導してまゐる、そういうたてまえになつておるわけでございます。仕事の中心はやはり林業構造改革といふものを通じて、いまお話のありました生産性の向上、所得の増大等をはかる、こういうことであります。

○芳賀委員 もう少し具体的に、たと

えば林業基本問題の調査会の答申等を見ても、一つの民有林の特徴として

は、一方においては森林の集中的な所有が行なわれておる、一方においては森林所有形態が零細化しておる、こういう極端な特徴があらわれておるわけですね。特に大山林所有者なるものは、これは単に所有の集中化をはかることによつて、いわゆる財産保持的な態度で利潤の追求をやつておる、こういう態度は、国民経済的に見て根本的には正する必要があるといふことが指摘されておるわけですね。それから零細な森林所有者の場合は、その零細な森林経営を通じて所得を追求していくといふことは、なかなか困難なんです。だから臨時的に不時の収入の必要上において、それを処分するといふような欠点が一つはあらわれておるわけですね。そうならば、林業経営といふものは一体どのような適正規模のものにおいて、これが経営として成り立つかといふ問題は、やはりそれのおおよその尺度というものを定める必要があると思ひます。ですからこれの所有の集中化といふことは、これは終戦後の農地改革と同時に森林改革も断行すれば、こういう弊害も残つておらないわけでありまして、けれども、制度的にいま幾ら山林を集中所有しても何も規制はないわけですから、個人の所有とか、あるいは法人の所有とか、パルプ会社の所有であるとか、こういうものが集中化したわけを、森林の所有の移動といふものを放任して、私権尊重といふことだけでこれを放置すべきかどうかといふ点は、これは基本問題として重要だと思ひます。この点に対して政府として一体

どう考えておるのかという点なんです。

○田中(重)政府委員 確かにお説のように、土地集中の上に財産保持的な林業の経営が行なわれておるといふことがあつて、一方に非常に零細な土地しか持つていないといふような、保有のしかたは非常に幅の広いものでございまして、しかしながら今日資本主義経済の社会でもございまして、この土地の集中についてこれを抑制するものな制度、その他現に集中しているものを分散するといふような施策を、民有林に対して考えることはいかかかと考えられます。それにいたしまして、大山林所有者等々、きつめて財産保持的であつたり、家計に依つて切つていふ程度の山の経営ではないといふような山林所有者である場合、その一部を、それ以外の非常に熱意があり、しかも林地の保有が零細だといふ人たちの経営規模を拡大し、合理化していく対象地として、分取造林特別措置法によるところの知事のあつせん等の権限もできる限り活用しまして、そういう林地の合理的な経営の方向に持つていきたい、こういうふうな考え方を持つております。

○芳賀委員 資本主義経済のもとにおいては、所有に対する規制ができないといふのはおかしな話ではないですか。それは現体制に忠実に承服してということにはしからぬと思ひます。憲法においても、私権の尊重といふことは当然うたれておるわけですが、しかし所有の制限であるとか、移動の制限であるとか、公共的な利用とか、そういうものは国民的な意思、国

家的な意思で規制を加えることは、何ら憲法上の侵害にもならぬ、所有権の侵害にもならぬと思うのです。ただ放任して、私権優先であるからやむを得ぬということであれば、戦後の農地改革なんかできなかったではありませんか。現在農地法第十四条の規定においても、国有林であっても民有林であっても、これが農地として農業発展のために、これが国民経済的に必要であるという場合においては、未墾地買収の権力的な介入はできることになっておるし、また問題は違うが、土地収用であるとか、公共的にそれを利用する場合の権力の発動というものは、随所に見られるわけです。だから森林というものを持つ国家的な任務とか、特徴というものを考えた場合、これは所有の集中化を防ぐことはできませんというようなことでは、これはとんでもないことになります。たとえば国有林の開放を行なったとしても、所有が個人に移った場合は、この財産権の処分というものは自由に基づくわけですから、そうするとまた集中化が行なわれるというところに当然なところがあるのです。ですから、たとえば地域によっても、またその樹種によっても違いますが、森林経営の適正な規模というものは、おのずから明らかになるわけです。たとえば和歌山県の地方公聴会においては、個人経営として森林経営をする場合には、その面積は大体三十ヘクタールぐらいは最小必要である、こういう見解が末端の森林組合の代表から述べられておるわけです。ですから、個人経営の場合の森林経営の適正規模とか、あるいは共同所有による生産組合的な法人経営の規模であるとかいうものは、

おのずから尺度というものは定まると思うのです。それを個人が恣意的に財産保持的な考えで森林を集中的に所有する、そうして森林の自然の生長だけに依存して、そうして利潤を追求するということになる、これはこのまま放任していいという問題ではないと思ふのです。ですから、一定限度における所有の制限であるとか、あるいは国家的な方針に基づいた森林経営に対する国の指導であるとか、総体的には国全体の森林に対する国の管理の態度というものを、有権的にこれは明らかにしておく必要があると思ふのです。森林計画というものがあつたって、何もこれははじめに実行されておらないじゃないですか。そうでしょう。都道府県の知事が区域の森林計画を策定して、農林大臣の承認を求めるといふことになっておるが、造林計画にしても伐採計画にしても、一体はじめに計画どおりこれが実施されたか。計画そのものがまた適当なものであるかどうかというところにも、問題があると思ふのです。ですから、基本法というものは人を主体にして、国民経済的にこれが基本の法律であるとするならば、やはり民有林に対しても国のこれを管理する態度というものは、所有権の問題をももちろん含むわけだが、国がこれを管理するといふことは、これは当然必要になつてくると思ふますが、この点に対する長官としての考え方、これは農林大臣よりあなたのほうが詳しいと思ふのです。その点どうですか。

○田中(重)政府委員 いまも申し上げたいと思いますが、個々の山林所有者の経営の方針なり、またその経営のしからについては、林業基本法の趣旨からいまして、それぞれ計画性を持たせる。それで個別経営計画といふことが、そういう一定の計画のもとに仕事を進めていくように指導する。それは言うまでもなく、先ほども申し上げました熱意のある森林の所有者であつて、しかも計画的に進めていくためには、やはりそれなりの保有の面積が必要でございまして、その保有面積の合理化として、場合によってはその集団化という名前で保有される場合もございましょう。そういうことで、それぞれ計画的に仕事が進むように、そうして結局は計画的に収入が入つてくるというふうな、そういう規模で仕事を進めていくように指導していく、それが林業構造改善事業の大きなねらいでもあるわけであつて、その上にあるわけであつて、その上にありますものは地域森林計画でありましょう。さらにそれが全国森林計画につながつておるといふふうに考えていかと思ひます。なおそういう地域森林計画に従つて個別経営計画が実行されていくように、森林法では知事がそれを勧告する制度もあるといふことになるわけであつて、いづれにしても、この林業構造改善事業を通じて、民有林経営の仕事が、一定のきまつた方向に沿つて動いていくような指導を進めていきたい、こう考えております。

なおその保有の規模につきましても、いまもお話があつたわけであつて、まずけれども、林業の場合には、所得の面からいいますと、山林所有者のほとんど大部分は農家でもあるといふことで、いわば農業収入の補充的なといふべきか、補充的な形でそれが取得をされておる。今後ともそういう農業との兼業の形で林業経営は続くと思ひます。そうしますと、そういう所得の面からの一定の規模を割り出すことも非常に困難だと思ひますので、そこでそれぞれ保有の面積をいづれにしても拡大する方向で、その林地保有の合理化をはかりたい、こういう考え方でございます。

なおまたこの仕事の管理については、この法案にもございまして協業の推進といふことを非常に強く言つておりますけれども、その主体といふものは、そのにない手を森林組合に期待をいたしております。そういう森林組合の組織が、各森林所有者の仕事を通じて、民有林経営の指導管理といふことも可能かと存じます。

○芳賀委員 社会党の基本法によると、民有林の買上げという規定があるのです。これは現在の民有林の現況を判断すると、収益性のある地域の森林は、ある程度経営が熱意を持って行なわれておる。しかし瘠悪林と称する面積は非常に広大なわけですね。そういうものは個人の所有であつても、高度の利用とか、あるいは国庫保全とか、たとえば水資源確保のような効用というものは発揮していかないのです。だから、経営的に採算がとれるといふような森林は別としても、ただ財産的にはこれは所有は個人がしておるが、効果を発揮してないといふような森林区については、これはもちろん所有者の意思にもかかわるが、それらの利用されておらない瘠悪林等については、むしろ積極的にこれを国の所有に帰して、国が経営するといふことでなければ、森林全体の生産性の拡大を期待することはできないと思ふのです。ですから、

からそういう場合に、民有林の所有の問題等についても、やはり制度的に検討する必要があると思ふ。ですから、たとえば百町歩とか二百町歩の所有、これをさらに圧縮するといふ考えはないが、たとえば三百町歩の所有として、これが植栽してから始伐までに、三十年あるいは四十年かかるわけでしょう。三十年かかるとしても、これを計画的に皆伐方式で進めるとすれば、毎年伐採して造林していかなければならぬといふことになるわけです。それだけの経営を私有形態の中で行なうといふことは、労働力の問題とかいろいろあつて、これは容易でないと思ふのです。ところが中には何千町歩といふような大所有者もあり、資産評価をすれば何百町歩という大森林所有者もあるわけですね。こういう所有者は何も努力していないのですから、そういうところへ、たとえば森林公団によって国が直営の林道を設定しても、ただその個人の財産価値を高めて、利益を増大してやるだけで、国民経済的な利益の増大といふことにはならないと思ふのです。だからここには困難があつても、所有に対する制限とか、あるいはその所有移動に対する制限の規定であるとか、あるいは生産面に対する国の権限を通じての命令の発動であるとか、権限の発動が根拠になければ、これは単に計画を立て、それを尊重してやるというだけでは、解決できないと思ふのです。そうじゃないですか。この点に対しては社会党提案の代表である川俣さんからも少しわかるように、あまり長い時間になくても、急所になる点を少し明快にしてもらいたい。

○川俣議員 御質問にお答えいたします。

す。御指摘のように、日本の国土の中の土質が、耕作農業に適しているところもあるし、林分として必ずしも適しておられないけれども、太くても目のこまかい木をつくるという事になりますと、たとえば木質のヒノキのように、非常にりっぱな木をつくることになる、必ずしも土質のいいところを選ばないでもいいというところになる。しかしながらこれは経済的にはなかなか成り立たない林業でございまして、木質のようなところは生長が非常におそいところで、それだけにりっぱなヒノキができるわけですから、これは経済的にはなかなか成り立たない。したがって日本全国を林地として適当なもの、または適当であつても潤葉林としていいのか、広葉樹がいいのか、針葉樹がいいのか、どういふ品種がいいのかという基本調査を待たなければ、林業の基本政策はできない、私はそう思うのであります。

したがって社会党は、まず第一に土地の利用区分を設定いたしました、林業に適しておるところ、あるいは耕作農業に適しておるところに区分いたしました、その区分に従つて土地の利用を高めていくことが必要であらうということを中心として、基本法をつくつたわけでございます。これはたとへば政府の基本法にいたしましたも、こういう点が欠けておつたならば、親切な林業政策は成り立たないし、親切な農業政策は成り立たないと思ふのでございます。そういう意味で、まず第一に土壌、地域というものを設定して、土地の利用区分を設定して、そこに林分を侵さずに、将来の日本の木材資源を確保すると同時に、こ

れは水資源の確保になり、公益性の高い森林が生まれる。そのほか、耕作農業用として適当なところは、これを開放していくほうがいいのではないかと。御承知のように昭和初年から、特に北海道は国有地を開放したのでございすが、明治六年の開放によつて利権的にこれが非常に利用されたというところから、明治九年にあつた開拓の実績があつたものから、売り払いをしていくというふうに変えていったわけでございます。北海道の開拓もそのために、初めて実績があつたのでございしますから、単に国有林を開放する場合でも、一体ほんとうの耕作農業として適当であるのかどうか。

○芳賀委員 民有林の所有形態について。川俣議員 したがって、そういうことでありますから、民有林の形態につきましても、面積でなくして、土壌も大いに加味していかなければならぬのではないかと。林業自体というものは、私も企業経営が困難だ。なぜかという、長年月を要する収穫でございしますから、その間に貨幣価値の変動、物価の変動によつて、将来を見通すことは非常に困難であります。困難なところに経済性を發揮させるということはまた困難でございます。それから、面積が大きいからいいのだ、面積が小さいからいいのだでなくして、その収穫を適時適宜に売れるという形態をとらなければならぬ。その当時の物価あるいはすべての経済に対応できる態勢というものをつくつてやらなければ、民有林というものは成り立たないのではないかと。だから面積が大きいければ成り立つというところは私

は間違ひだと思ふのでございまして、面積の大きい民有林がそれでは黒字かという、必ずしも黒字ではないわけでございます。面積が大きいから利益になるという考え方は、政府にあるかどうかわかりませんが、私は非常に疑問だと思ふのでございします。そこでまたこういう大きな面積をここに生ませるということは、日本の農業全体からいって、適当かどうかということも疑問になりますので、私の案は林業の構造改善、これは林業だけでは成り立たないし、また牧畜だけでは成り立たない。小面積では成り立たない。そういう耕作農業、酪農、畜産業、林業の混合した農業でやっていくのが、林業のためにも、また農民のためにもいいのではないかと。私も基本法の考え方は、土地ではなくして、農民、働く人を主体にして農業を成り立たせていくということに基本を置いておられますから、民有林は成り立つのか成り立たないのかという、私は成り立たない。そこで成り立たないならば、どうして成り立たせるか。それは林業だけではだめだ、こういう考え方で、構造改善としては、農牧林混合農業ということに明確にいたしておるわけでございます。政府案はそこへいきますと、構造改善といふものの、どういふ構造改善をするのかというところは、私もはなかなかに理解できないのであります。これは質問によつて、明らかにしていただきたいと思ひますが、私は政府の案では、構造改善とことばでは言いますけれども、どういふ構造改善かわかりません。その点では私も構造改善は、単に民有林でなく、農民の今後の

経営すべき林業のあり方としては混合農業である、こういうたてまをとおしておるわけでありまして。これが一番現実合つた、しかも農業及び農民本位の考え方であるということを確認しておる次第であります。

○芳賀委員 私の聞いたのは、民有林の国の管理をいかにすべきかという問題で、あるいは所有形態の問題にしても、民有林というものは所有者の意思によつて採算的に経営される条件の森林で、これに努力しても採算性があがらない条件の森林が当然あるわけでございます。ですから、個人の努力では解決できない。しかしそれを他の用途に転用することはますます不可能であるという地域、これを瘠悪林と称しておりますが、そういうものはむしろ国が、所有者の意思にもよるが、積極的にこれを買い取つて、そして国としての責任でこれらの生産性を高め、また効用を高めるということが必要である。そういう点が社会党の森林基本法の国の買い入れという規定の精神をなしておるわけです。これは川俣さんにはきり言つてもらひたかつたのですけれども、私も提案者の一人ですからその点を明らかにしておきますが、それでもう一つ、きょうは時間もそう長くやる必要もないですが、森林法に基づく森林組合というものを一体このままでおくのか、今後どういふふうな根本的に改善して發展させる意思かという点を、長官にお尋ねしておきたいわけですが、特に問題は、森林組合の組合員規定の中に、森林所有者は、その地域の森林所有者というものは、これは在地であるか不在であるかと、全部組合員の資格を持つわけですか。ただそ

の場合、森林所有者であるからといって、自分で経営する意思のない者までも組合員として包容する必要があるかどうか。何千何百という不在山林地主を、森林組合の組合員としてこれを認める。この組合員は自分で森林経営は、組合員であつても行なわれないわけですが。ただ森林組合を利用して、森林組合は組合員の所有する森林の経営を委託あるいは信託されて、委託を受けた信託を受けてそして経営することができるといふことが、森林組合の施設と生産と、これは森林組合の性格が二様に分かれておるわけです。そういうことをいふことにして、不在山林所有者が、森林組合にこの経営をおまかせにまかせるからやってくれ、そういうことができる。森林組合もまた唯々諸々としてその経営の任に当たるといふことは、問題があると思ふのです。それは森林法の第一条にも、森林所有者、経営者が協同して森林の総生産の發展に努力するとか、それから森林資源の保護的な培養にとめるとか、国民経済の發展に寄与するとか、ただし森林法の利益の増大といふことは森林法は何もうたつてもおらぬし、保障してないのです。何ぼ損してもかまわぬから、資源の保護に努力する、国民経済の發展に寄与する、こういうことになつておるわけですから、森林組合のたとへば構成の問題、事業目的の問題等について、この不労所得を絶えず追求しておる大所有者というものは、協同体である生産的な森林組合の正式な組合員として参加して、仲間内自分の山の経営をやらせるといふようなことについては疑問を持つておるが、その

点はいかがですか。

○田中(重)政府委員 大山林所有者であつて、そして森林組合に仕事を信託なり委託をしておるといふ例がそれほど多いかどうか。現在のお説のような大山林所有者の中には、これをやはり企業的な経営体を持って、これを、そしてこれを明確な経営体を法人として、そうして在来といふゆる家庭的な経営でなく、法人としてそれに経営をまかせる、そういうような経営のしかたのほうが相当に出てきておるようであります。それはそれなりの具体的な経営計画を樹立をして、そしてその施業の面で、機械化その他極力近代化をはかつていくとともに、そのあげられる収入については、雇用労働者との間で合理的な配分を考へていくような指導が必要でございましょうし、それから森林組合につきましても、これはこの林業基本法の成立が得られましたならば、その機会に、森林法についてもそれぞれ改正の措置が必要かと存じます。その中で森林組合についていろいろ新しく検討をし、見直す必要のある面が相当多いかと存じます。いずれにしてもこの森林組合は、それぞれの組合員の山林の経営を近代化された協業の形で積極的に進めていくというために、どのような点を改善をしてまいりたいのか。そういう点を十分に検討いたしまして、新しい林業基本法の趣旨に沿つた経済的な林業経営が可能なるように改変をしたい、かような考え方であります。

○芳賀委員 私の言っているのは、森林組合というのはいくつもの、森林所有者、家族経営者、従事者が参加

昭和三十九年六月十八日印刷

するわけですから、大体農業の場合の協同組合と非常に性格としては類似点が多いわけですね。ですからそれに参加して、森林組合というものが法人として事業を行なうわけですから、あなたの言う大所有者の法人化というのは、協同体である森林組合に加入して、その協同体としての法人の中で協同的に生産活動とか、いろいろな事業を行なうということとは、意味が違ふと思うのです。ですから、私の言うのは、森林組合に組合員として参加して、その森林組合が協同的な生産活動を行なうということであれば、たとえば森林所有者は、参加した組合員は、高度な協同体としての活動をする場合においては、あるいはそれぞれ所有する森林といふものは、お互いに出資の形なら形でこれを提供し合つて、そうして協同的な高度の近代的な森林の経営とか、林業経営といふものが行なわれるといふことは、これは単に理想だけではないうと思ふのです。そういうところに協同体としての目標といふものが当然あるわけだからして、それにもかかわらず森林所有者であるから、不在大所有者であつても森林組合員になれる。法律に規定があるから、おれの山の造林とか伐採事業を森林組合、おまえやってくれといふような形は、これは邪道だと私は考へるわけです。ですからこの林業基本法の審議の機会において、現在の森林法の規定あるいは森林法の中に基づいて行なわれる森林組合の今後の運営とか、性格づけ等について、根本的な検討が必要でないかというところを私は言つておるわけです。ですからこういうものはやはり除外するとか、準組合員的な扱いをするとか、

昭和三十九年六月十九日発行

どうするといふような明確な規定といふものがなければ、これはいけないと思ふのです。その点についてまだ検討されていまいとすれば、いま即時に答弁をしてもらわなくてもいいのです。が、このようにして基本法との関連のもとに、特に森林法にしても、これは大臣が言われたとおり、むしろ森林法のほうが根拠法であるといふようなことも言われたわけですからして、そうなることさかのぼつて、それでは森林法という制度、あるいは民有林といふものを一体どうするかといふことに、これは当然ならざるを得ないと思ふのです。

それではこの程度にして、明日もう少し質問が残つていますから、勉強といつては失礼ですけれども、大体予定される問題等については、整理しておいていただきたいと思います。この点だけちょっと答弁があれば……。

○田中(重)政府委員 先ほどお答え申し上げましたことばが足りなかつたかもしれません、私が法人と申し上げましたのは、大山林所有者それ自体が法人をつくつて、法人にその経営をゆだねていくという傾向が強い、こういうことを申し上げたわけでありませう。それから森林組合の脱皮といひますか、その前進については、いまお説の趣旨の点はきつめて重要な問題をはらんでおる、こう考えますので、十分に検討いたしまして、森林組合の近代化のために推進をしてまいりたい、こう考へております。

○高見委員長 次会は明十一日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局